

本編III 自治体等が行う人とペットの災害対策

自治体等が行うペットの災害対策には、平常時に行う人とペットの災害対策に関する普及啓発や体制の整備と、災害時に飼い主自身が行う飼養管理に対する支援、飼い主の心のケア、災害に起因する放浪動物や負傷動物等への対応がある。

1 平常時

(1) 人とペットの災害対策に関する飼い主等への普及啓発・避難訓練

<実施項目>

- ・ ペットの適正な飼養、災害への備えなどに関する飼い主への普及啓発
- ・ ペットとの同行避難も含めた避難訓練

<解説>

近年、犬や猫の飼養頭数は概ね 2,000 万頭弱と言われているが、ペットの飼養に関する正しい知識やペットのしつけが十分でない飼い主もあり、災害時のペットとの同行避難や避難所での適切な飼養が難しい場合がある。また、迷子札やマイクロチップなどの所有者明示が不十分だと、行方不明になったペットが保護されても、飼い主の元に戻る確率がかなり低くなる。飼い主による、災害に備えたペットへの対策は特別なことではなく、日頃のしつけや健康管理、所有者明示、社会規範に沿った飼養管理など、平常時に適正な飼養をすることに他ならない。

以上のことから、自治体は動物愛護推進員や関係団体・機関と連携して、災害時にもペットが社会に受け入れられるように、ペットの災害対策の意義を普及するとともに、平常時から行うべき対策や災害時の行動について、飼い主等に対し指導、普及啓発を行う必要がある。

※詳細は「本編II 飼い主への普及啓発」を参照



普及啓発の方法（ハンドブック）

香川県・高松市

●ハンドブック「あなたとペットの災害対策ハンドブック」

香川県と高松市では、「あなたとペットの災害対策ハンドブック」を作成して、ペットの災害対策の普及啓発に努めている。



総説

本編I
本編の位置づけ

本編II
飼い主への普及啓発

本編III
自治体等が行う人と
ペットの災害対策

本編IV
災害時のペット支援
活動を支えるもの

本編V
参考事項

資料編

(2) ペットの災害対策に関する連携体制の整備

1) 災害時協定

<実施項目>

- ・ 地方獣医師会や民間団体・企業等との災害時協定の締結
- ・ 災害時の相互応援協定におけるペットの災害対策に関する体制整備
(広域支援・受援体制の整備)

<解説>

自治体は、地方獣医師会や民間団体・企業等と災害時におけるペットの災害対策に関して必要な協定を締結しておくこととよい。また、災害の発生時に、速やかに連絡や調整が出来るように緊急連絡体制を整備し、緊急連絡網を関係者間で共有しておくことが望ましい。

具体的には、負傷動物等の応急治療や一時預かり、または動物病院を介した譲渡活動などのために、近接する地方獣医師会への協力の要請を検討する。動物病院への一時預かりの協力要請は、地方獣医師会と災害時協定を交わす際に、検討しておく。また、施設の設備状況により必要な治療が出来ない場合や、収容動物が重症の場合などには近隣の動物病院へ搬送できるように、連携体制を検討しておく必要がある。

さらに、自治体間では、災害時の相互応援協定等の締結により、災害時には相互に連携できるようにする。特に大規模な災害時には、広域の自治体間での支援体制の整備が必要となる。各自治体は、ペットの災害対策に関する連携を想定し、円滑な受援を行うため、事前に受入体制についても検討しておくことが重要である。また、被災地で対策の中核を担う県庁や市役所などの機関が被災した場合の対処方法についても、事前に協議しておくことが望ましい。

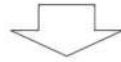


事例 災害時協定に基づく広域連携の確認事例

- 環境省は、平成 29 年度にペット対策に関する図上訓練を全国 3 地点で開催し、広域支援と受援体制の整備について検討した。

広域支援・受援体制整備に係るモデル図上訓練について

| 実施ブロック (実施自治体) | 実施日 | 訓練内容 |
|-------------------|-------------|--------------------------|
| 四国ブロック (徳島県) | 平成29年11月14日 | 南海トラフ地震の際の津波を想定し、図上訓練 |
| 九州ブロック (熊本県) | 平成29年11月22日 | 平成28年に発生した熊本地震を振り返り、図上訓練 |
| 中部ブロック (三重県) | 平成29年12月22日 | 南海トラフ地震を想定し、図上訓練 |



3ブロックによる図上訓練による課題

- 発災時には行政頼みではなく、飼い主自らが災害時対応を行う必要があることを啓発し、飼い主の意識を高める必要がある。
- 事前に細かなこと（支援物資の仕分け、運搬方法等）まじ決めておくことが必要である。
- 県庁等の統率を行う主体が被災した場合の対処方法について事前に協議しておく必要がある。
- 「動物救援本部」について早急に立ち上げることが出来る仕組みを構築する必要がある。
- 「動物救護本部」が立ち上がるまでの間、支援物資の情報発信等の事務代行を担うことについて、関係機関と協議しておく必要がある。
- 市町村における支援・受援体制の構築と、避難所運営マニュアルの整備が必要である。
- ボランティア、関係団体等との連携体制の構築と役割分担をしておく必要がある。

徳島県

広域支援・受援体制整備に係るモデル図上訓練について(四国ブロック)

<四国ブロック (徳島県) : 平成29年11月14日>

南海トラフ地震の際の津波を想定し、図上訓練

○訓練方法

支援側・受援側に分かれて、発災から1週間後及び1か月後の対応や連携を確認しながら、訓練の検証を行った。

○課題及び目標

●被災自治体

- 【課題】 必要とする支援内容は何か？
支援を受ける際に、課題となることは何か？
- 【目標】 ・受援体制の整備（人・物・場所など内容を整理し、支援を要請する）
→情報の一元化、支援団体・ボランティアの整理と窓口、県内寄付金の受付

●支援自治体

- 【課題】 被災が大きい自治体へ、どんな支援ができるか？
支援する際に課題になることはないか？
- 【目標】 ・支援体制の整備（支援要請事項について検討、対応可能な事項を選択）

●獣医師会

- 【課題】 獣医師会としてどのような支援ができるか？
他県の獣医師会等の応援等についてどのように調整するか？
- 【目標】 ・避難所等における健康相談及び負傷動物等の治療と保護の実施

●ボランティア団体・個人等

- 【課題】 どんな救護活動ができるか？
救護活動の際に課題になることは何か？
- 【目標】 ・ペットフードや用品の支援
・迷子ペットや保護情報についての動物愛護推進員や登録ボランティアの活用



○今後の取組

- ◆市町村、獣医師会等関係団体、ボランティア等と連携した実動訓練の実施
- ◆市町村の避難所運営、支援・受援体制整備に係る支援協力、助言

参加者：四国ブロック自治体（香川県、高松市、愛媛県、高知県）、兵庫県、徳島県内市町村（徳島市、鳴門市、小松島市、阿南市、吉野川市、阿波市、美馬市、三好市、上勝町、佐那河内村、石井町、神山町、牟岐町、美波町、海陽町、松茂町、北島町、板野町、上板町、つるぎ町、東みよし町）、近隣獣医師会（徳島県、香川県）、ペットフード関係企業（株式会社貴志商店）、日本動物愛玩動物協会徳島県支所、日本ペット文化学院徳島校
徳島県動物愛護推進員、環境省
専門家：一般財団法人ペット災害対策推進協会 沼田 一三氏
公益社団法人日本動物福祉協会 山口 千津子氏

熊本県

広域支援・受援体制整備に係るモデル図上訓練について(九州ブロック)

<九州ブロック(熊本県) : 平成29年11月22日>

平成28年熊本地震を振り返り、図上訓練

○訓練方法

受援側・支援側・県外獣医師会に分かれて、発災から応急仮設住宅入居までを振り返り各時点での対応課題を明らかにした。

○課題

<発災初期(発災日~2週間)>

●受援側(熊本県、熊本市、熊本県獣医師会)

熊本地震ペット対策救護本部の速やかな設置検討と九・山協定に基づく支援準備・要請
ペット災対協との連携、義援金口座の開設。必要支援物資の把握と必要な要請

●支援側(福岡県、大分県、佐賀県、長崎県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県、山口県、福岡市、下関市、北九州市)

九山協定に基づく支援要請に応じた支援物品などの調達及び平常時からの支援可能物資の把握
避難所等の状況把握巡回のための行政獣医師の派遣(環境省からの要請による)

●県外獣医師会(九州地方獣医師会、福岡VMAT)

初期の情報収集と発信、一時預かりの開始、飼い主相談窓口の設置、避難所巡回の継続

<発災後期(2週間~4ヶ月)>

●受援側

長期一時預かりの窓口、熊本地震ペット救援センターの開所、動物愛護推進員との連携
応急仮設住宅のペット飼養について市町村との調整、必要支援物資の把握と必要な要請

●支援側

支援物品などの調達、熊本地震ペット救援センターの関係機関との調整

●県外獣医師会

一時預かりの継続、応急仮設住宅入居に関する相談



参加者：九州ブロック自治体(山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県、下関市、北九州市、福岡市、久留米市、長崎市、佐世保市、熊本市、大分市、宮崎市、鹿児島市)
九州地方獣医師会(山口県、福岡県、北九州市、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、鹿児島県、沖縄県)、福岡VMAT、環境省
専門家：一般財団法人ペット災害対策推進協会 沼田 一三氏
公益社団法人日本動物福祉協会 山口千津子氏

三重県

広域支援・受援体制整備に係るモデル図上訓練について(中部ブロック)

<中部ブロック(三重県) : 平成29年12月22日>

南海トラフ地震を想定し、図上訓練

○訓練方法

支援側・受援側に分かれて、発災3日後及び発災1週間~10日後を想定してグループワークを行い発表を行った。

○到達目標

●被災県

災害時ペット対策本部の立上げと救援要請・市町との連絡調整

【課題】 情報収集と発信(方法・対象)

【目標】 ・速やかに状況を把握し、地元機能の復旧が開始できるか
・得られた情報を整理し、必要な支援を外部(他府県や国等)に要請できるか(受援体制整備)
・市からの要望に対応できるか(支援体制整備)
・関連団体(獣医師会等)とのすみやかな連携が図れるか

●被災市町

避難所でのペット受入に関する県等との連絡調整

【課題】 情報収集と発信(方法・対象)

【目標】 ・速やかに状況を把握し、地元機能の復旧が開始できるか
・得られた情報を整理し、必要な支援を県に要請できるか(受援体制整備)
・県が要請し、派遣されてきた外部支援に対応できるか(受援体制整備)

●支援県

近接の自治体との連携と役割分担・被災県との連絡調整

【課題】 情報収集と発信(方法・対象)

【目標】 ・被災地自治体が機能復旧に注力できるように必要な支援を想定し、自発的に支援体制を整えることができるか
・連携する自治体間の連絡調整(コーディネート)を行う役割を設定することができるか
・自治体ごとに被災地からの距離により役割を設定することができるか
・役割に応じた物的支援、人員派遣・活動ができるか



参加者：中部ブロック自治体(三重県、岐阜県、岐阜市、愛知県、豊橋市、豊田市、岡崎市、富山県、石川県、金沢市、福井県)
兵庫県、三重県内市町(四日市市、津市、南伊勢町)、近隣獣医師会(三重県、岐阜県、愛知県、富山県、石川県、福井県)
三重県動物愛護推進員、三重県動物愛護管理推進協議会、環境省
専門家：一般財団法人ペット災害対策推進協会 沼田 一三氏
公益社団法人東京都獣医師会(特定非営利活動法人アニス) 平井 潤子氏
三重大学大学院工学研究科 川口 淳氏

総説

本編I
本編の位置づけ

本編II
飼い主への普及啓発

本編III
自治体等が行う人と
ペットの災害対策

本編IV
災害時のペット支援
活動を支えるもの

本編V
参考事項

資料編

2) 現地動物救護本部等の体制

<実施項目>

- ・ 現地動物救護本部等の設置要項等の作成
- ・ 関係団体等との協定の締結
- ・ 自治体間における広域支援に対応する体制の整備
- ・ 動物愛護推進員等との災害時の協力体制の整備
- ・ 動物救護施設の設置候補地の検討

<解説>

現地動物救護本部等は、災害発生時に、自治体、地方獣医師会、民間団体、企業等が連携したペット対策に関する活動を目的として設置される。

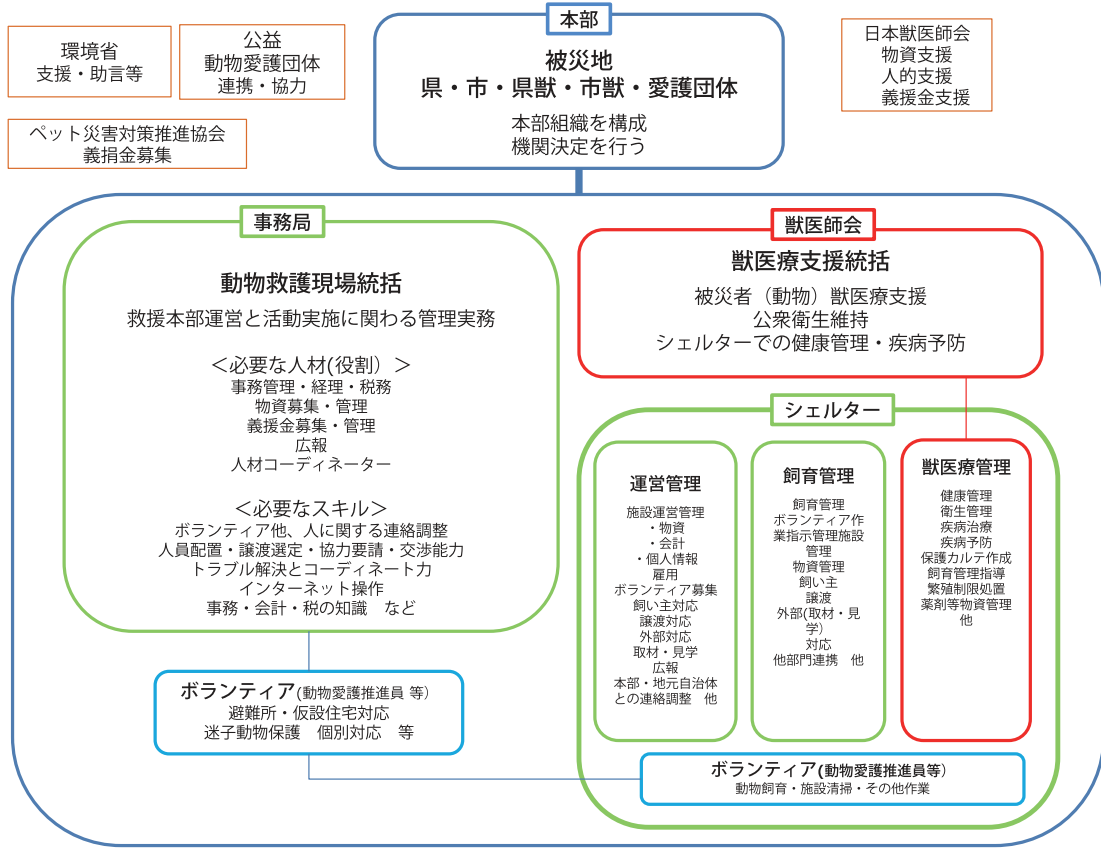
動物の保護や救護活動が必要になる場合に備え、各自治体や関係団体が連携し協働した活動が行えるように、地方獣医師会や民間団体・企業等との災害時協定の締結や、現地動物救護本部等の設置に向けた連携、災害発生直後において自治体による動物保護活動の開始が困難な場合の初動体制についても検討しておくことが望ましい。さらに自治体間で協力して広域的に対応する体制の整備を図る。また、平成25年9月1日に施行した改正動物愛護管理法で、動物愛護推進員の活動として、災害時におけるペットの避難、保護等に関する協力が追加されたことを踏まえ、動物愛護推進員との災害時の協力体制を推進する。

現地動物救護本部等の設置にあたっては、地域防災計画で各構成団体の役割を明記し、あらかじめ災害時協定を結んでいる場合が多い。実際に災害が起これば、自治体は被災者の対応に人員を割かれ、初動対応が遅れる可能性があるが、こうした事前の取り決めにより役割分担を明確にしておくことで、適切なペット対策を執ることが可能になる。なお、災害発生時に各主体がとるべき初動の措置について、誰が担当しても自動的に準備が整えられるような簡潔な指示書を整備するとよい。

組織体制については、自治体主体で取り組むケースや、民間団体が中心となり自治体が側面で支えるケースなど、地域の実情に応じて災害時のペット対策の体制を構築することが望ましい。



現地動物救護本部等の活動模式図の例 (参考)



[資料提供：NPO 法人アナイス]



様々な動物救護本部の設置方法

現地動物救護本部等の設置方法は、大別して以下の4通りが考えられる。

- 災害の規模や被災状況などを勘案して、自治体・地方獣医師会等が現地動物救護本部等の設置の要否を判断する方法。

メリット : 被害規模に応じた対応が可能

デメリット : 発災直後に構成メンバーを招集することが困難

情報収集に時間を要した場合、本部立上げまでに時間を要することがある

総説

本編I
本編の位置づけ

本編II
飼い主への普及啓発

本編III
自治体等が行う人と
ペットの災害対策

本編IV
災害時のペット支援
活動を支えるもの

本編V
参考事項

資料編

- 自治体の災害対策本部の立上げと同時に自動的に立ち上げる方法。
 メリット：すみやかに現地本部が立ち上がる
 ペット災対協での支援開始の要件をただちに満たす
 デメリット：現地本部が立ち上がったとしても、構成メンバーに大きな被害が生じていた場合は、参集や活動開始までに時間を要する

- あらかじめ災害時の相互支援協定を締結した自治体が現地本部の業務を代行する仮本部を立上げ、災害の規模や被災状況などが把握できた時点で、解散するか、現地に本部を移行するかを検討する方法。
 メリット：仮本部で対応することで、被災地が機能復旧に注力できる外部情報が入手しやすく、連携支援への対応がスムーズ
 被害規模が把握できるまでの間、活動が滞らず、外部（一般）からの問い合わせなどに対応が可能
 発災直後、ただちに義援金募集などが行える
 デメリット：内部情報が入手しにくいいため、ホットラインなどの準備が必要でこの対応においては被災地の担当部局に負担が生じる
 例）平成7年阪神淡路大震災（東京本部）、平成16年新潟中越大震災（東京仮本部）

- 平時に災害時のペット対策の内容を申し合わせておき、発災直後は民間（地方獣医師会等）でまず現地本部を立上げて活動を開始し、被災状況などが確認できた時点で、自治体を構成組織に加えていく方法。
 メリット：自治体は発災直後の人命保護に関わる緊急活動に専念できる
 地方獣医師会など民間単独での活動開始となるため、意思決定が早い
 自治体の対応が一段落した時点での被害状況や対応状況により、合同本部を設置するかどうかを検討できる
 デメリット：民間団体も被災しているため、被害状況によっては、単独で本部を立ち上げることが不可能な状況もある
 民間団体としてできることには限界がある避難所での活動では自治体関係部門との調整が必要な事項もあり、自治体に頼らざるを得ない部分が残る
 例）平成19年能登半島地震（能登半島地震動物対策本部：石川県獣医師会）

大規模災害の発生時には、被害規模によっては現地動物救護本部等を構成する組織や人員も被災していることと、本来業務の復旧が優先されることから、発災後ただちに活動を開始することが困難である。

県庁所在地が被災した場合と、県庁所在地の被害が少ない場合で、活動開始の流れが変わる。様々な状況を想定し、現地動物救護本部等を構成する組織間で、どのような手順を踏んで立ち上げるのかを申し合わせしておくことが、すみやかな救援活動の開始に繋がる。

また、あらかじめ本部の設置要綱や、運営要項を策定しておき、更には組織ごとの役割設定、本部長の人選、事務局の設置場所、連絡が取れない場合に個々で開始する活動の範囲、活動資金や義援金の受け口としての金融機関の口座などを開設しておくことが現場の混乱を防ぐことに繋がる。



コラム 救護本部において平时に検討しておく事項の一例

災害時のペット対策の考え方や方針の他、以下に例を挙げる項目について、平时に協議しておくことで、発災時の混乱に対策する。

- 飼い主支援の対象範囲
 - ・ 地域について（全県・市にするか、被害規模により一定の地域を指定するか）
 - ・ 期間について（発災後の一定期間）とするか
- 動物の治療に係る費用について、どの範囲までの治療を誰が負担するのか
 - ・ 災害により直接受けた傷病（被災ペット対策として無償か有償か、誰が負担するか）
 - ・ 避難生活の中で生じた傷病（被災ペット対策として無償か有償か、期間は、費用は誰が負担するか）
 - ・ 治療中であった持病（被災飼い主への経済支援、不足している獣医療支援として無償か有償か、期間は？）
 - ・ 一時預かりについて（無償か有償か、期間、その他条件は？）

- 災害時のペット対策の対象範囲と被災ペットの定義
 - ・ 動物種（犬や猫以外の動物をどのように扱うか）
 - ・ 飼い主がいない犬猫への対応について（野良猫の扱いをどうするかを含め）
 - ・ 地域について（全県・市にするか、被害規模により一定の地域を指定するか）
 - ・ 期間について（発災後の一定期間）とするか

- 被災ペット保護シェルター設置について
 - ・ 設置の基準
 - ・ 既存施設の利用と緊急対応施設の設置に関する段階的検討
 - ・ 収容頭数などの規模と期間の設定
 - ・ 必要経費の試算
 - ・ 関連する様式の検討

- ボランティア活動について
 - ・ 災害支援活動の内容について
 - ・ 避難所や応急仮設住宅での動物飼養支援の方法とルール
 - ・ 自宅などでの一時預かりのルールと動物の飼養管理に係る費用弁償の有無
 - ・ 輸送やトリミングなどにおけるルールと費用弁償の有無
 - ・ 譲渡活動におけるルールと動物の飼養管理に係る費用弁償の有無
 - ・ 物資の取扱いについてのルール
 - ・ 被災ペット保護シェルターでの活動内容とルール
 - 犬の取扱いと飼養管理
 - 猫の取扱いと飼養管理
 - 群管理における注意点
 - 会計・広報・人事・メンテナンス・物資調達・渉外などの役割と業務内容
 - 活動期間について
 - 活動に係る費用弁償の有無について
 - 補償（保険など）について

- スターターキット（ファーストミッションボックス）の配置
 - ・ 現地動物救護本部や指定避難所などで、速やかに体制を整えるためのスターターキット（ファーストミッションボックス）の準備



スターターキット (ファーストミッションボックス) とは

災害が発生した直後の現場（避難所や対策本部など）には、必ずしも担当者や運営マニュアルを熟知した者がいるとは限らない。

この対策として、最初にそこに到着した者（又は、その場にいあわせた者）が、速やかに体制が整えられるよう、初動の指示（やるべきこと）が記載されたスターターキット（ファーストミッションボックスとも呼ばれる）を備える取り組みが始められている。

スターターキット（ファーストミッションボックス）の目的や特徴は以下のとおり。

- 1) 初期の対応に使用
- 2) イラストなどとともに、誰が読んでも理解できる指示が、1項目ずつ簡潔に記載されていること
 - ・カード形式では1カードに1ミッション
 - ・チェックリスト形式では、1項目に1ミッション
- 3) その場にいる人が指示されたミッションを1つずつ実施していくことで、手順に従った業務が遂行できる。
- 4) 避難所の立ち上げ、集合住宅での避難誘導、災害対策本部の設置など、様々な状況に応じたパターンがある
- 5) 1人で同時に対応できない役割を複数抱え込むことがないように、その場にいる人に協力を求めて作業を分担できるように組み立てる。



スターターキット (ファーストミッションボックス) ー現地動物救護本部立ち上げの一例ー

内容は「指示書」「関係書類」「物資」「運営ルール」に大別される。

●指示書の様式

A4用紙1枚に、災害時にやるべきことを1項目ずつ順番に記載し、カード化する。たとえば、以下の内容イメージで作成する

指示書（その1）

【最初の参集者：自らの安全を守る】

施設、場所が安全かを確認する。
より安全で適切な場所（〇〇室、〇〇会議室等）があれば、移動する。

指示書（その2）

【最初の参集者：本部長を決める】

近くに管理職や上司がいれば本部長になってもらう。
いなければ自分が本部長になる。

本部長の腕章をつける

.....

.....

指示書（その3）

【本部長：動物救護本部開設の有無を決める】

「災害対策本部からの動物救護本部開設指示の有無」を確認する。指示がない場合でも、震度〇〇以上の場合は、自動的に立ち上げ、災害対策本部に報告する。

.....

.....

●関係書類

動物救護本部等のマニュアル、関係団体・支援団体等の連絡先、動物受入カード、避難所の地図など

●物資

- (1) 情報：ラジオ、ケータイ・スマートフォン用乾電池式充電器、乾電池等
- (2) 事務用品：ホワイトボード用マーカー（青と赤）、太文字ペン、A3用紙ひと束、模造紙ひと束、ガムテープ等
- (3) その他：腕章、ビブス、ペットボトル水、栄養食品、カイロ、軍手、ビニール手袋、ポリ袋、マスク等

●運営ルール

- ・動物救護本部運営ルールを書いてある大判の紙で、本部を立ち上げたときに誰もがすぐ見られるように分かりやすい場所に張り出す。
- ・現地動物救護本部等の立ち上げのためのスターターキットの他、ペットを連れて避難してくる人が確実にいることを想定して、避難所立ち上げのスターターキットにペットの受け入れに関する記載が設けられていると、迅速な対応が可能となる。

3) 人材育成

＜実施項目＞

- ・災害時に協力が得られるボランティアリストの作成、ボランティアの育成
- ・動物愛護推進員、地方獣医師会、民間団体等との連携

＜解説＞

災害時にボランティアを安定的に確保することは困難な場合が多いことから、自治体等は平常時に人とペットの災害対策に関するボランティア講習会を開催し、必要な人材を育成する。併せてボランティアをコーディネートするために、ボランティアリーダー（コーディネーター）の育成も行う。講習会の受講生をボランティアとして登録しておくことで、緊急災害時に、登録者に協力を要請できる。動物愛護推進員、地方獣医師会、民間団体や自治体等は、平常時の動物愛護管理に関する業務で連携して、連絡体制を築くことで、災害時には人材派遣の協力を要請して円滑に進めることができる。

避難所や応急仮設住宅での適正な飼養管理の支援を円滑に行うためには、現地動物救護本部等を始めとした関係機関や団体の協力以外にボランティアの応援が必要となる。ボランティアは通常の一般ボランティアと、獣医師やドックトレーナーなどの専門的な技術や知識を有する専門ボランティアとに区分され、それぞれ役割が異なる。そのため、前項のとおり、自治体等はボランティアへの協力依頼の方法や受付窓口、活用方法、それぞれの行動規範、社会福祉協議会のボランティア保険を活用した補償などをあらかじめ検討しておく。



ボランティア募集の例

千葉県

千葉県は、千葉県動物愛護ボランティアの登録を実施していたことで、東日本大震災での被災ペット対策に関する協力を依頼できた。

千葉県動物愛護ボランティアは事前に動物の適正な飼養や災害時の活動などに関する講習を受講しており、講習会を受講すると千葉県動物愛護ボランティア登録証が交付される。活動に従事する時は登録証を携帯しなければならないとしている。

また、東日本大震災の際に、千葉県は、千葉県動物救護本部ボランティアも募集し人材を確保した。千葉県動物救護本部ボランティアについては、県衛生指導課でボランティア協力者を把握して、協力が必要な場合には直接交渉し被災ペットの一時預りと世話を依頼することとしていた。

参考様式2

**千葉県災害時動物救護活動
ボランティア登録証**

氏名

平成 年 月 日

千葉県

A7版

千葉県動物愛護ボランティア登録証



民間団体との連携

石巻市

- 石巻市社会福祉協議会とボランティアチームが「犬との幸せ講座」を開催

総説

本編I
本編の位置づけ

本編II
飼い主への普及啓発

本編III
自治体等が行う人と
ペットの災害対策

本編IV
災害時のペット支援
活動を支えるもの

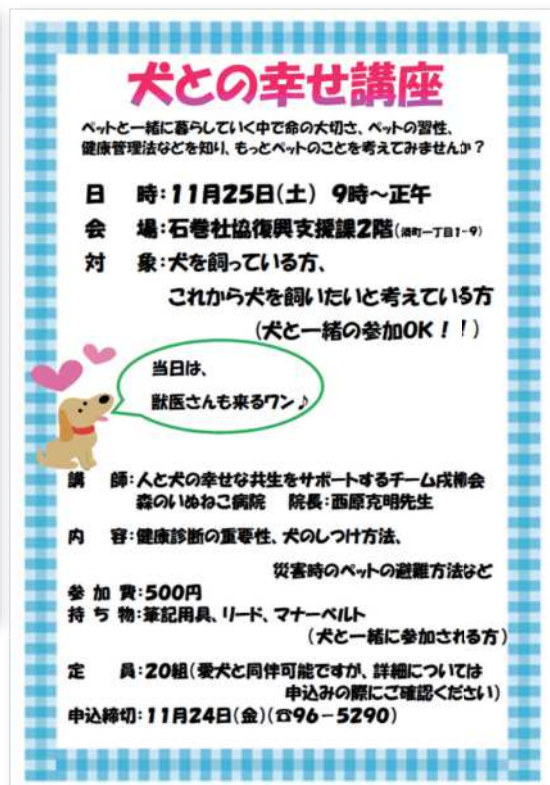
本編V
参考事項

資料編

平成23年の東日本大震災の際に、緊急災害時動物救援本部（現在のペット災対協）が企画し、応急仮設住宅でペットを連れた被災者への支援として（一社）「日本ペットサロン協会」が実施した、被災ペットのトリミングなどによる衛生管理サービス事業を契機に、石巻市社会福祉協議会と（一社）日本ペットサロン協会の会員有志が平成28年2月から「犬との幸せ講座」を開いている。

平成29年11月25日に行われた第3回目の企画では、ペットのしつけや疾病への対応とともに、同行避難が重要なことなど、災害時の行動として大切なことがペットを連れた参加者に伝えられた。

災害への取り組みでは、特に支援ボランティアの関係などで、各地の社会福祉協議会との協働が重要なことから、各地でこのような取り組みが進むことが期待される。



(3) 情報の収集及び共有方法の検討

<実施項目>

- ・ 被災者と避難動物に関する情報収集と共有方法の検討
- ・ 情報窓口の一元化の検討

<解説>

これまでの災害では、避難所などにおける被災者の情報は災害対策本部に集約されたが、避難動物に関する情報は後回しとなり、トラブルになってから情報が寄せられること、また、関係部署に個別に情報が寄せられ、全体が把握できないといった状況になりがちであった。このような混乱を避けるためにも、人の情報と連動した情報収集や情報の共有方法を、あらかじめ各自治体で準備し、ペットに関する情報窓口の一元化とそのための対応要員や連絡体制の整備について検討しておくが良い。



コラム

地域のコミュニティーなどを活用した連携体制づくり

地域のペット飼養状況を把握しておく事は、災害時の迅速な情報収集につながるため、自治体は普段からペットの家族会などの住民によるコミュニティーの情報収集に努める他、民生委員やソーシャルワーカーなどと協力して、支援が必要な方々の情報収集についても検討を進めておくことよい。

また、自治体は一方的に情報を集めるだけでなく、災害対応に係る情報の発信を前述のような住民を通して日頃から行うことで災害時の連携体制を構築することが出来る。

(4) 避難所や応急仮設住宅でのペットの受入れ対策に関する、関係市区町村等との調整

<実施項目>

- ・ 災害時のペット対策や指定避難所などでのペットの受入れに関する地域防災計画への記載
- ・ 関係機関や団体、動物愛護推進員、他の自治体との災害時のペット対策に関する連携体制の整備に係る調整
- ・ 災害対策部局や自主防災組織、避難所運営管理者などへのペットの受入れに関する方針の周知と理解の促進

<解説>

自治体は、飼い主がペットと同行避難する事を前提とし、飼い主が避難所や応急仮設住宅で、適正な飼養管理が出来るように、指定避難所での受入れや応急仮設住宅でのペットとの同居などについて、体制を整備する必要がある。

検討すべき事項として、地域防災計画へのペットの受入れに関する記載や、指定避難所の管理者や応急仮設住宅の設置者との調整、必要な支援物資の備蓄などが挙げられる。

■ 指定避難所でのペットの同行避難者の受入れ

指定避難所の設置者や管理者は、飼い主がペットを連れて避難して行くことを想定した対策を取っておく必要がある。そのため、指定避難所を選定する際に、ペットの飼養場所や飼養管理のルールも検討しておく、指定避難所におけるペットに起因した避難者からの苦情やトラブルを削減できる。また、発災直後の指定避難所の運営とペットの受入れ対策について、誰もがすぐに利用できる簡潔な指示書（スターターキットなど）を整備しておくことよい。このような指示書があることで、災害発生時にとるべき初動措置が効率的に整えられ、初動での混乱を最小限に抑えられる。

指定避難所は、動物が苦手な人や動物アレルギーを持っている人など様々な人が共同生活を送る場所であるため、ペットの鳴き声や毛の飛散、臭いなどへの配慮が必要である。

これまでの災害時対応では、ペットの飼養場所を別に確保して、人が生活する場所と分ける方法や、ペット飼養者とペット非飼養者の生活場所を分ける方法などが採られているが、指定避難所の形態や、地域における人とペットとの関わり方などを考慮して、地域に合った方法を検討

する必要がある。



指定避難所へのペットの受入れにあたって検討が必要な事項の例

- 地域防災計画への、「指定避難所でのペット受入れ」に関する記載
- 指定避難所の設置者や管理者との間で、指定避難所でのペットの受入れに関する取り決めに検討するとともに、状況によっては、ペットの受入れを要請
- 指定避難所でのペットの飼養管理マニュアルの作成
- 必要な物資の備蓄
- 感染症対策

■ 応急仮設住宅でのペットとの同居

東日本大震災では、多くの自治体が応急仮設住宅でのペットの飼養を可とする方針を示したものの、実際にペットとの同居に結びつかなかった事例が多数みられた。その理由として、「他の入居者や応急仮設住宅の自治会での承認が得られなかった」、「応急仮設住宅での飼養ルールとして挙げられた室内飼いの規則にそぐわない犬（大型犬、室内に慣れていない犬など）を飼養していた」などがあげられた。したがって地域のペットの飼養状況に応じた応急仮設住宅での受入れ方針を検討する必要がある。

これまでの災害時対応では、室内飼いをペットと同居する際の条件とした例や、ペットの飼養者専用の応急仮設住宅を設置した例、応急仮設住宅の近隣にペットの飼養施設を設置した例がある。

鳴き声や糞尿など、応急仮設住宅で想定されるトラブルと地域の状況を考慮して、応急仮設住宅でのペットの飼養ルールを検討する必要がある。



応急仮設住宅へのペットの受入れにあたって検討が必要な事項の例

- 地域防災計画への「応急仮設住宅でのペットの受入れ」に関する記載
- 応急仮設住宅の設置者や管理者との間で、応急仮設住宅でのペットの同居に関する取り決めに検討するとともに、状況によっては、ペットの受入れを要請
- 応急仮設住宅でのペットの飼養ルールに関する検討
- ケージなど必要な物資の備蓄



東日本大震災での事例（問題点）

- 東日本大震災では、被災した自治体や他自治体からの被災者を受け入れた自治体において、避難所や仮設住宅でのペットの受入れに関する方針が無い、または受入れを認めない自治体もあり、避難所に入れず車両の中でペットと生活する被災者が生じる原因の一つとなった。
- 避難所や仮設住宅の設置主体となった市町村の担当部署と動物愛護管理部署との間で、ペットの受入れに関する取り決めのある自治体が少なく、「体制整備が必要」とする意見があった。



避難所や応急仮設住宅におけるペットの受入れ事例（要請文の発出）

新潟県（新潟県中越沖地震）

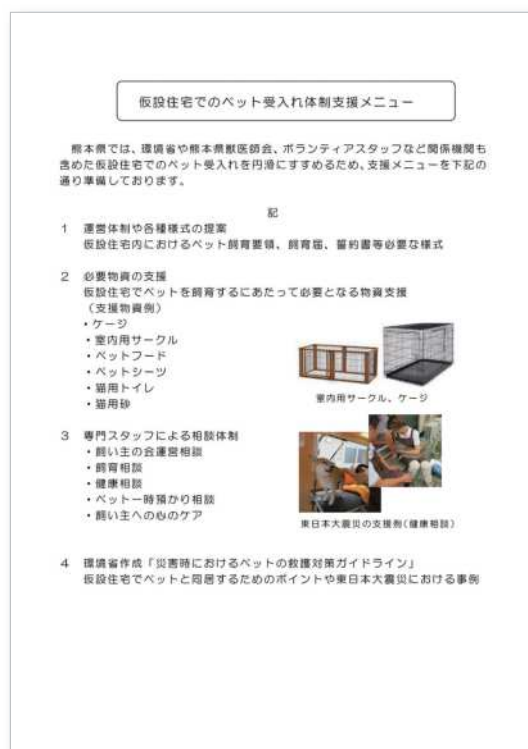
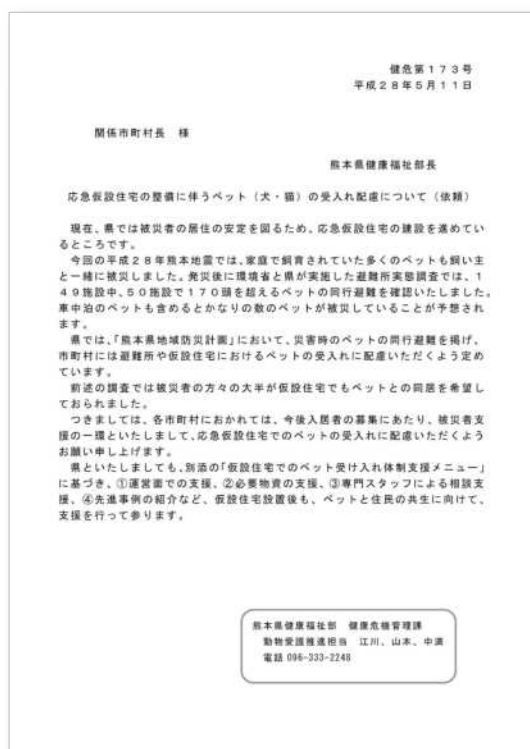
新潟県では、ペット同行避難者への対応依頼にかかる文書を発出。避難所の設置主体である市町村の動物担当、防災本部および避難施設管理

責任者に対して被災者のペット同行避難にかかる要望を伝え、家族の一員であるペットと暮らせるような配慮を求めた。

具体的には、関係者との話し合いにより、避難施設ごとにペット受入れの支障となる要因を一つずつ排除し、県（保健所）によるフォロー体制をとることでペットの受入れ体制を整えた。

熊本県（熊本地震）

熊本県健康福祉部では、応急仮設住宅に関する説明会を開催し、熊本地震で被災した関係市町村あてに、応急仮設住宅において家庭動物の飼育を許可する環境を整えるよう要請文を発出するとともに、ケージなどの必要物資の支援やペットに関する相談体制など、熊本県等がおこなう支援内容を併せて連絡した。



本編I
本編の位置づけ

本編II
飼い主への普及啓発

本編III
自治体等が行う人と
ペットの災害対策

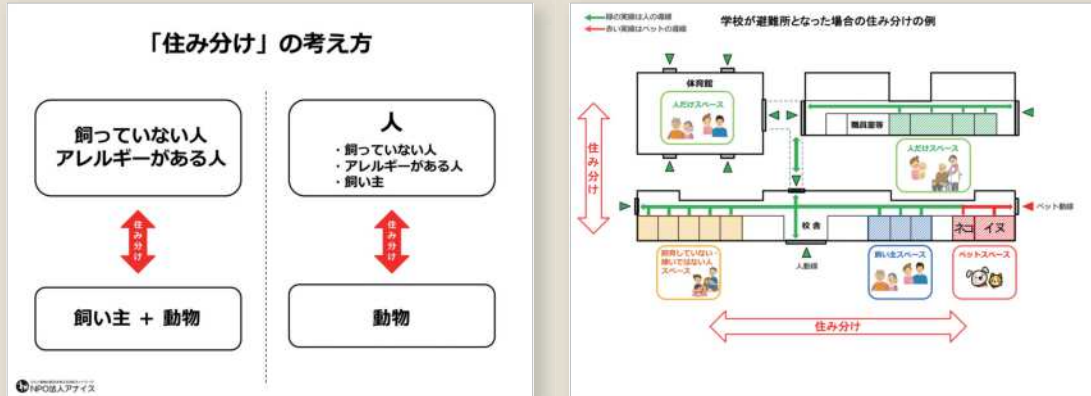
本編IV
災害時のペット支援
活動を支えるもの

本編V
参考事項



住み分け避難の一例

避難所でのペットと人との「住み分け」は、避難者数や避難所内の状況に応じ、避難所運営本部とともに検討する。学校が避難所になっている場合には、基本的に授業再開に向けた運営が行われるが、体育館などの被害などにより校舎内の部屋が使用可能な場合には、居住区を分け、人と動物との動線を分離することで接点をできる限り最小限にする。



[資料提供：NPO 法人アナイス]

● 避難所内でのペットの飼養事例と提案

以下は過去に動物飼養スペースとして使用されていた場所や、災害発生時に動物飼養スペースとして想定される場所、また利用可能な物である。

- ① 倉庫などを利用
倉庫内の資材は移動して別の場所に保管し、係留できない動物などの飼養スペースとして利用
- ② 遊具を利用して犬を係留
- ③ 移動可能なサッカーゴールを横に倒して転倒対策を行い、ブルーシートなどで覆い雨除け風除けとして利用
- ④ 人の居住区から離れた場所に飼養テントやプレハブを設置
- ⑤ プールサイドや更衣室
- ⑥ 屋根や壁がある渡り廊下
- ⑦ 特別教室（普通教室は授業再開を優先）
- ⑧ 昇降口やホールの一部（ペット飼養スペースが決まるまでの一時避難）



出典：避難所のペット飼育管理ガイドライン（静岡県）

総説

本編I
本編の位置づけ

本編II
飼い主への普及啓発

本編III
自治体等が行う人とペットの災害対策

本編IV
災害時のペット支援活動を支えるもの

本編V
参考事項

資料編

その他、建物内廊下、建物内倉庫、自転車置き場、部室、屋外階段下、屋外渡り廊下、軒の深いテラスなど



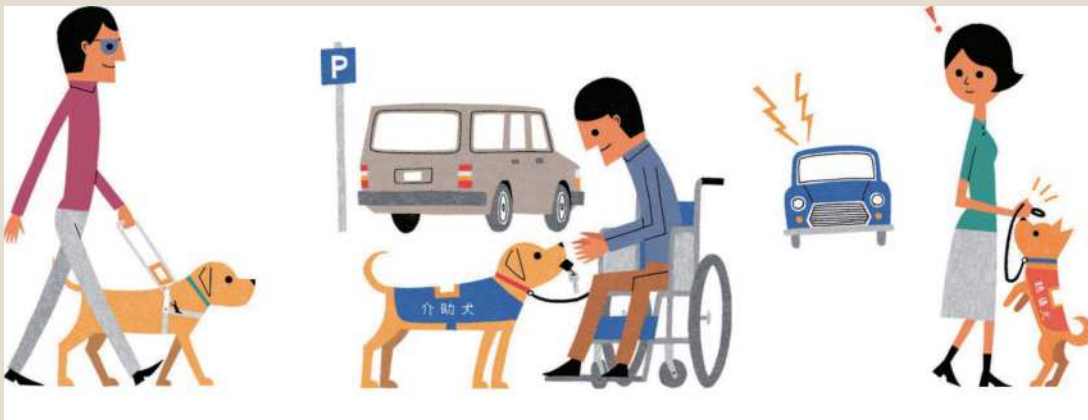
コラム 「身体障害者補助犬」と避難所などへの同伴について

身体障害者補助犬とは、身体障害者が同伴する補助犬（盲導犬、介助犬及び聴導犬）で、身体障害者の自立と社会参加に資するものとして、身体障害者補助犬法に基づき訓練・認定された犬をいう。

身体障害者補助犬は、本ガイドラインが対象としているペットとは異なるため法律に基づいた対応が必要であり、国、地方公共団体、公共交通事業者、不特定多数の者が利用する施設の管理者等は、災害時に身体障害者が避難所などへ身体障害者補助犬を同伴して避難した場合には、身体障害者補助犬を拒んではならないことが法律で定められている（身体障害者補助犬法 第四章 施設等における身体障害者補助犬の同伴等）。

ここでいう「同伴」とは、身体障害者を介助することを目的に付き添う（同伴する）ことと同様に、身体障害者補助犬が身体障害者とともにいることを言う。したがって原則として、身体障害者と身体障害者補助犬を分離せず受け入れるべきである。

【身体障害者補助犬の種類と役割】



出典：厚生労働省「ほじょ犬 もっと知って BOOK」

盲導犬：視覚障害のある人が街なかを安全に歩けるようにサポートする。
 介助犬：肢体不自由のある人の日常生活動作をサポートする。
 聴導犬：聴覚障害のある人に生活の中の必要な音を知らせ、音源まで誘導する。

【関係法令】

身体障害者補助犬法（平成十四年法律第四十九号）

施行日：平成二十八年四月一日

平成二十七年九月十一日公布（平成二十七年法律第六十六号）改正

【身体障害者補助犬について（厚生労働省）】

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougai Shahukushi/hojoken/index.html>

（5）必要な物資の備蓄・更新

<実施項目>

- ・ 災害時のペット対策に必要な物資リストの作成
- ・ 物資の備蓄
- ・ 動物関連企業・団体等との災害時の物資供給体制に係る協力関係の構築

<解説>

平時から、自治体が設置している動物愛護センターや保健所などにペットフードなどの備蓄品を用意しておくことが望ましい。災害時に、備蓄品だけでは不足する場合は、ペット災対協への救援物資を要請し、または独自に救援物資を募集して、不足した物資を調達する必要がある。

備蓄品や救援物資は、避難所などで支援が必要なところに配布するとともに、在庫を管理する。なお、届いた救援物資は仕分けされていない場合が多いことから、あらかじめ仕分け作業を効率的に行う方法なども検討しておく。また、災害対応が長期化するおそれがある場合は、あらかじめ検討しておいた、届いた物資の保管場所や中継地点の確保方法、輸送方法などを参考に、救援物資の募集と受入れを準備する。



平常における物資の確保の例

福島県（東日本大震災）

- 福島県では災害に備え、平成18年度から動物の救護に必要な物資の備蓄を行い、県内5箇所の保健所に分散して保理し、災害発生時に、被災地に配布する体制を整えていた。備蓄していた品目と数量は以下の通り。

| | | | | |
|----------------|--------|-----------|-----------|-------|
| ペットフード | ドッグフード | 500kg | キャットフード | 125kg |
| ケージ | 50台 | (大25 小25) | | |
| 餌入れ・水入れ | 50本 | (大25 小25) | | |
| 首輪、 係留用チェーン | 50本 | (細25 太25) | | |
| 動物保護用麻酔薬 | セラクター | 500ml | ドミトル | 150ml |
| 薬浴用水槽 | | | アンチセダン | 150ml |
| | | 5 | (500リットル) | |

（6）義援金の募集方法の検討

<実施項目>

- ・ 自治体や現地動物救護本部等による義援金募集の受付窓口、振込口座開設の検討

<解説>

迅速で円滑なペット対策をするには、ペットの飼養管理や物品の購入、動物救護施設の運営などのための資金が必要となる。

このため、被害の規模や救護活動の状況を踏まえ、自治体や現地動物救護本部等は義援金の募集窓口と振り込み口座を開設し、義援金の募集を開始する。自治体や現地動物救護本部等のウェブサイトやSNSなどを利用して募集の告知をするとともに、関係団体や企業等のネットワーク、マスコミなどの協力を得て積極的に広報する。また、集まった義援金の収支管理を適切に行うとともに、ウェブサイトなどで義援金の用途を公表する。

大規模災害の発生時には、ペット災対協でも、義援金の募集を開始する場合がある。集まった義援金は、被災地のペット対策の支援を目的に、主に被災地の自治体や現地動物救護本部等、地方獣医師会等で利用される。



これまでの災害での事例1

熊本県（熊本地震）

- 熊本地震ペット救護本部では、インターネットなどを活用し広く一般からの義援金を募集し、義援金が集った。これらの義援金は被災ペットの健康相談、一時預かり時のフードや物資、避難所や仮設住宅などでのペット用ケージの提供、迷子ペットの飼い主探しなどの活動に活用され、支援寄附金の収支状況はインターネットを通じて公開した。なお、義援金の募集の開始は、震災後出来るだけ早期に行われることが望ましい。

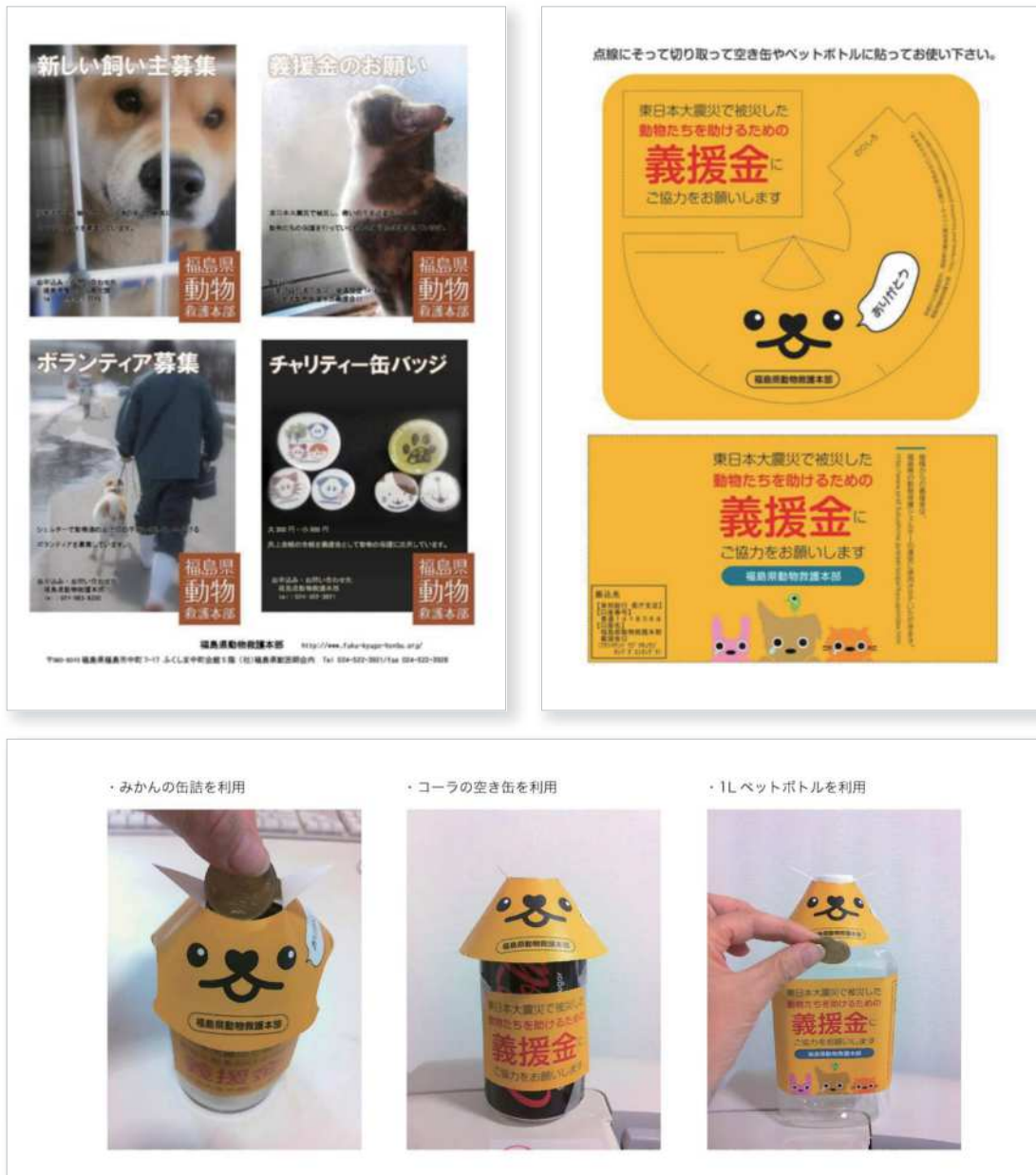


これまでの災害での事例2

福島県（東日本大震災）

- 福島県動物救護本部では、義援金募集の公告の他に、PRを兼ねた貯金箱の飾りをウェブサイト上で提供した。

- 被災した南相馬市の障害者支援施設と提携し、障害者支援施設で作成されたチャリティー缶バッジを販売した。売り上げは障害者支援と被災動物の飼育に係る費用の双方に充当された。



義援金募集などの公告（左上）とPRを兼ねた貯金箱（右上・下）

総説

本編I
本編の位置づけ

本編II
飼い主への普及啓発

本編III
自治体等が行う人と
ペットの災害対策

本編IV
災害時のペット支援
活動を支えるもの

本編V
参考事項

資料編

2 災害発生時の初期対応（発災当日～翌日）

（1）避難者対応（避難の誘導・呼びかけ）

<実施項目>

- ・ 市区町村が実施するペット同行避難者の避難所への避難誘導の支援
- ・ 被災地市区町村へのペットの避難や救護に係る指導助言

<解説>

避難指示が出された際に都道府県等は、避難を誘導する市区町村の担当部署と連携して、ペットの飼い主に対して、人間の安全を確保した上で、ペットを連れて避難行動をとるように呼びかける。

避難行動の原則は、飼い主の安全を確保した上での同行避難とする。ただし、堅牢な建物などである場合、在宅避難を推奨している自治体もあるので、避難の呼びかけは、その時に取りうる最善の避難方法になるように十分に注意する。

また、飼い主が外出中でペットと離れている場合や、ペットが逃げだして見つからないなど同行避難が困難な場合には、飼い主の安全を確保するため、ペットを同行することよりも、飼い主が避難することを優先するように呼びかける。



事例

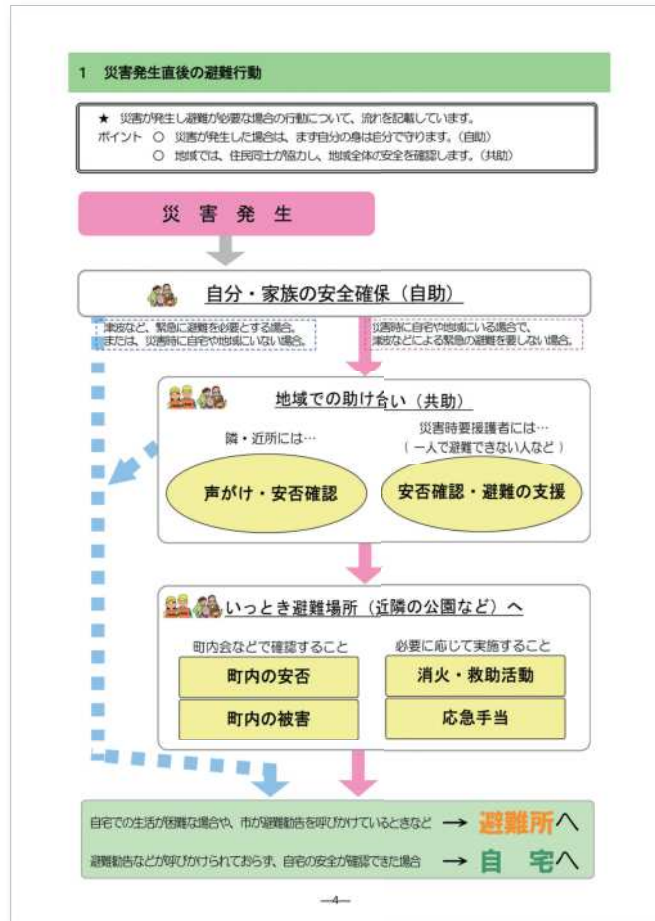
活動内容の事例

仙台市

仙台市では「仙台市避難所運営マニュアル 活動編」を作成し、災害発生時の避難から避難所運営にかけての基本的な流れを示している。

このマニュアルでは、災害発生初期の対応として、声かけや安否確認など地域での助け合い（共助）を行うとともに、市職員や地域団体（町内会など）、避難施設管理職員などは、率先して避難者に呼びかけることとしている。

また、避難所運営にあたり、ペットスペースの確保やルールの周知など、ペット連れ避難者への対応についても記載している。



仙台市避難所運営マニュアル活動編
 [資料提供：仙台市]

(2) 被害状況の把握

<実施項目>

- ・ 被害状況の把握
- ・ 災害時協定の締結先や関係団体等との連絡体制の確保
- ・ 初動要員の確保
- ・ ペットと特定動物に関する情報の収集

<解説>

初動では、被災者の救出や救助活動が最優先となるが、以後のペットの災害対策を見据えて、状況を把握するとともに、協定の締結先や国・市区町村等の関係団体等との連絡体制を確保し、確認しておく。



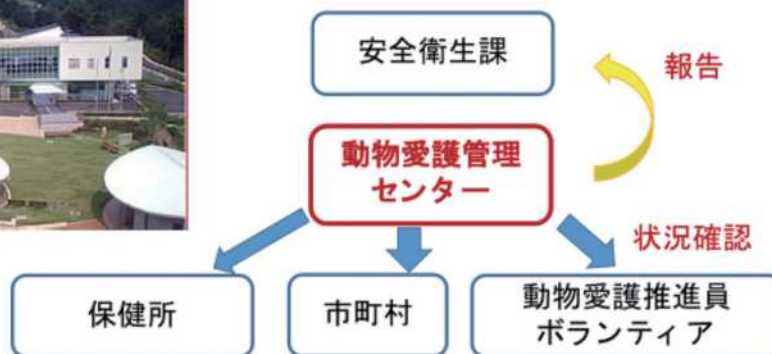
被害状況把握及び連絡体制の例

徳島県

徳島県では、災害の発生初期に「動物愛護管理センター」が各保健所や市町村、愛護推進員などからの情報を集約し、安全衛生課に報告する連絡体制を構築し、図上訓練において役割の確認、課題の検証を行っている。

【 実施事項 】

- ・ 県内の被害状況の把握
- ・ ペット、特定動物関係の情報収集と把握
- ・ 関係機関、団体との情報共有と連絡体制の確保
- ・ 動物愛護推進員、登録ボランティアへの連絡と状況確認



今後の「ペット 救護活動方針」についての協議

連絡体制の例

災害時ペット救護「広域支援・受援体制整備に係るモデル図上訓練」(徳島県) 資料
[資料提供：徳島県]

(3) 現地動物救護本部等の設置の検討

<実施項目>

- ・ 現地動物救護本部等の設置の要否の判断
- ・ 構成要員の確保

<解説>

災害が発生した際には、災害の規模や被災状況などを勘案して、自治体や地方獣医師会等が現地動物救護本部等の設置の可否を判断する。平常時の申し合わせにより現地動物救護本部等を設置した場合、自治体または現地動物救護本部等の長は、速やかに構成団体に通知し、初動要員の確保などを要請する。各構成団体は、各団体と連携し、あらかじめ定めておいた各団体の役割に沿って動物救護活動に当たる。被災状況により構成団体による要員の確保が困難な場合には、災害時相互応援協定の締結先等に要請し、要員を確保する。



事例
現地動物救護本部設置の検討

徳島県

徳島県では、災害の発生初期に「安全衛生課」が動物愛護管理センターからの状況報告を受け、災害対策本部へ随時報告するほか、環境省・厚生労働省・ペット災対協へ情報を提供し、連絡体制を確保する。また、「徳島県動物救護本部」を設置する場合には、本部会議開催までに、情報収集と整理、関係団体との連絡・調整に努め、今後、広域的な支援・受援体制が取られるように準備するとしている。



災害時ペット救護「広域支援・受援体制整備に係るモデル図上訓練」(徳島県) 資料
[資料提供：徳島県]

(4) 飼い主（ペットの飼養者）への支援

<実施項目>

- ・ 安全な避難場所への誘導
- ・ 負傷動物への獣医療の提供
- ・ 動物の一時預かり
- ・ 物資支援

<解説>

飼い主とペットの安全を確保するため、自宅が危険だと判断して避難所に避難してきた飼い主に対し、避難所にすみやかな受入ができるように市区町村の担当者を介して誘導する。負傷動物に対しては、現地動物救護本部等の支援活動として、獣医療を提供する。また、一般的な飼養用品は、支援物資として提供する。ただし医薬品や特別食などの、入手が難しいものについては飼い主が平常時に準備しておく必要がある。

避難所での飼養が困難な場合、また飼い主の体調が崩れ入院の必要などが生じた場合には、一時預かりなどの支援を行う。



事例

一時預かり支援の例

熊本市（熊本地震）

熊本市では、入院などでやむを得ず避難所での飼養が困難になった飼い主への緊急対応として、協力機関でのペットの一時預かりを実施した。一時預かりは、熊本市動物愛護センターを通じて受入れ対応を行い、協力機関が飼養した。

市役所や避難所に掲示した「一時預かりのお知らせ」のポスター

熊本市動物愛護センター・環境省からのお知らせ
犬・猫を連れて避難されている熊本市民の皆様へ
 ～避難中に入院等が必要な場合の犬・猫の一時預かりについて～

**緊急入院で
犬や猫の世話ができるときは
預けてよかですよ！**

※状況によっては、お受けできない場合もあります。
 医療従事者の指導等で入院等が急遽必要になり、
 同行避難した犬・猫の世話ができなくなった場合、
 その犬・猫を一定期間無償で預けられるようになりました。
 各避難所の医療従事者の方にご相談ください。

※詳細については 熊本市動物愛護センター 096-380-2153
 環境省・動物愛護管理室派遣チーム 090-5920-8718

(5) 放浪ペットへの対応

<実施項目>

- ・ 放浪ペットの保護と保管
- ・ 負傷動物の治療
- ・ 飼い主探しと返還

<解説>

飼い主とはぐれたり、自宅から逃げ出してしまった動物の保護と保管、返還については、平常時に対応を検討しておき、その検討結果に従って実施する。

発災直後に自治体が収容した放浪動物等の保管先がない場合に備え、保健所などでの保管や、動物救援本部の構成団体（地方獣医師会や動物愛護団体）等による一時保管も視野に入れる。

なお、飼い主がいる逸走動物と、もともとその地域にいる野良犬や野良猫との区別がつかない場合や、負傷などにより攻撃性が高まっている状態での保護に関しては、専門家による対応が必要となることから、事故防止のためにはボランティアだけによる積極的な捕獲は行わないように注意する必要がある。



コラム 平常時と災害時における放浪動物への対応例（参考）

平常時の放浪動物と、災害発生時の放浪動物とは対応の流れが異なることを関係機関に周知しておく。局地的な災害が生じた場合、同一県内においても被害状況に差があることから、被害規模に応じた被災ペットの定義や対象地域の指定、緊急対応期間の設定などの条件を検討する必要がある。この検討により、被害が大きかった地域で飼い主からはぐれ放浪するペットと、被害が生じていない地域にもともといる野良犬や野良猫への対応とが整理できる

総説

本編I
本編の位置づけ

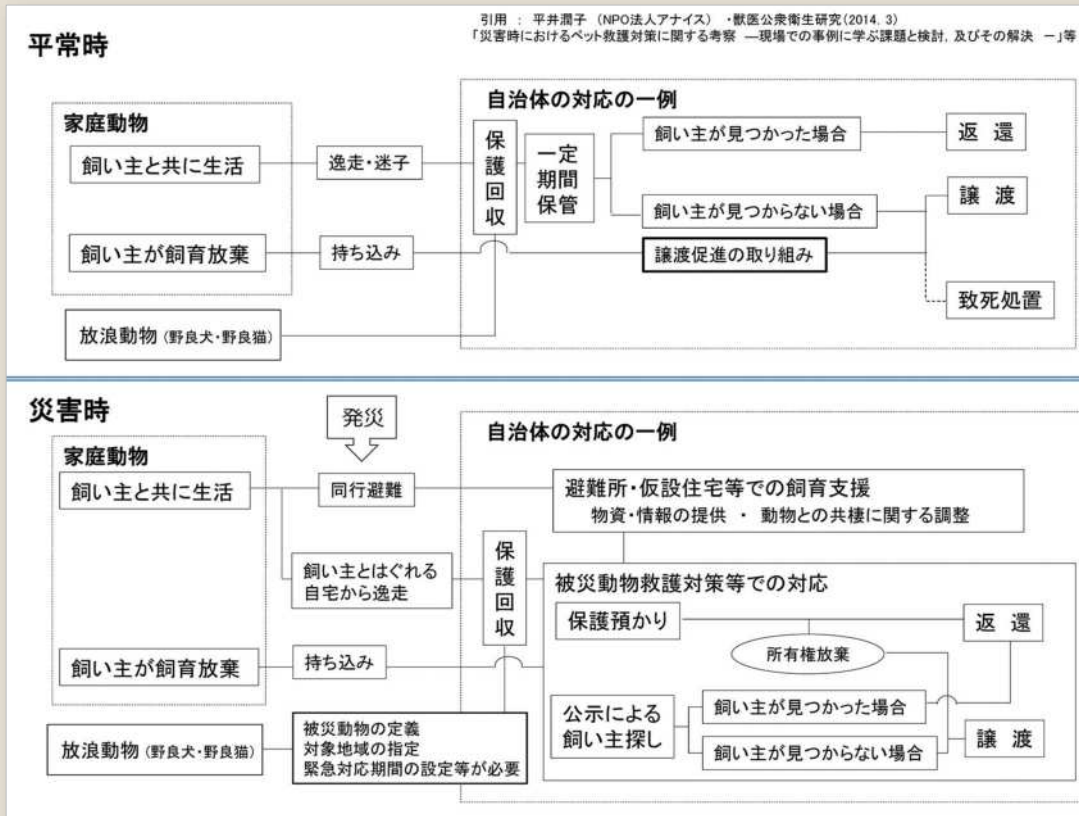
本編II
飼い主への普及啓発

本編III
自治体等が行う人と
ペットの災害対策

本編IV
災害時のペット支援
活動を支えるもの

本編V
参考事項

資料編



[資料提供：NPO 法人アナイス]

3 災害時のペット対策(2日目以降の緊急対応)

(1) ペットに関する情報窓口の一元化

<実施項目>

- ペットに関する相談窓口の設置と運営
- 対応要員、連絡体制の確保
- 相談窓口の連絡先の周知（各避難所管理者、市区町村担当、在宅避難者）
- 被災者と避難動物に関する情報収集
- 情報の整理と提供（各避難所管理者、市区町村担当、関係団体、報道機関など）

<解説>

自治体または現地動物救護本部等は、災害時のペット対策に関連する問い合わせを受ける相談窓口を設置し、情報収集と発信を一元化することが望ましい。この窓口は、自治体の動物愛護センター等の他、地方獣医師会が現地動物救護本部等の事務局である場合は、地方獣医師会に置くことも考えられる。また、発災後、しばらくの間は、休日等であっても問い合わせや情報収集に対応できる要員の確保が必要である。相談窓口の設置後、その連絡先は、飼い主や避難所の管理者、市区町村等に周知する。

相談窓口は、各避難所でのペット同行避難者の避難状況や在宅避難者の状況、それぞれの避難先でどのような支援が求められているのかなどについて正確な情報を収集するとともに、自治体等による支援内容や指定避難所における飼養方法の指導、ペットの一時預け先などの情報を提供する。また確定した情報を、ウェブサイトなどを通じて発信する。

なお、被災地の自治体等による相談窓口の設置や運営が困難な場合は、広域支援での枠組みによる対応を要請する。

<収集する情報の例>

- ・ 同行避難者の避難状況（避難者の氏名、ペットの種類、頭数）
- ・ 必要な支援内容や支援物資、数量と支援が必要とされている期限
- ・ その他情報提供を行うのに必要な情報

<提供する情報の例>

（避難所向け）

- ・ 避難所管理者等と連携し、避難所でのペットの飼養場所や飼養ルールを提示
- ・ 同行避難者へのペットの預け先についての情報提供

（関係団体向け）

支援が必要な物、人、場所、期限、数量についての情報

（社会全般向け）

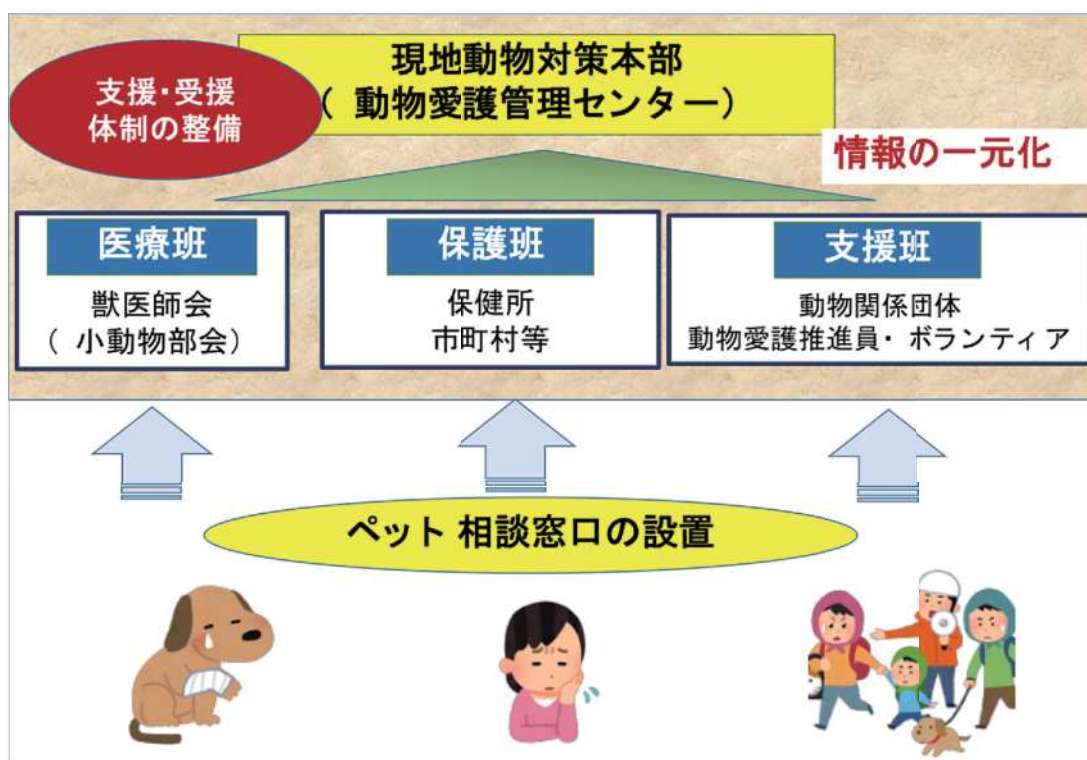
- ・ 現段階で把握している状況
 - ・ 今後の予定
- 必要な支援や注意の喚起（現地活動を妨げないように、現地への問合せを控える、回線を塞がないようにアナウンスするなど）



ペット相談窓口の例

徳島県

徳島県では、ペット相談窓口を現地動物対策本部（動物愛護管理センター）とし、情報の一元化を図り、受援体制作りとして情報を整理し、支援が必要な事項をまとめている。



[資料提供：徳島県]



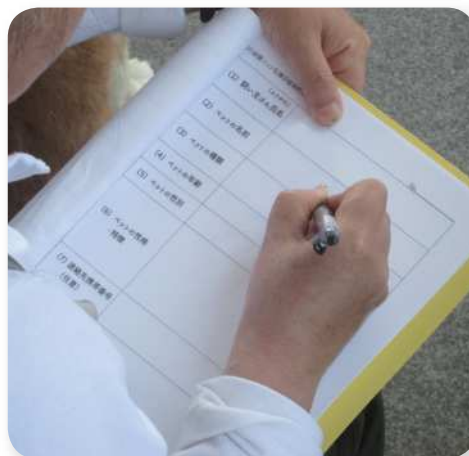
情報収集の例

熊本県（熊本地震）

九州沖縄各県市職員が県管轄の避難所を巡回し、ペット飼養者にヒアリングを行い、情報を収集した。

【ヒアリング項目】

- ・ 飼育している動物の種と頭数、避難理由、同行避難の時期、物資支援の要 / 不要、獣医療の要 / 不要、一時預かりの希望、仮設住宅におけるペット同居の希望、その他



九州沖縄各県市職員によるヒアリングの様子

本編I
本編の位置づけ

本編II
飼い主への普及啓発

熊本市（熊本地震）

熊本市獣医師会や熊本市動物愛護センター職員による避難所巡回調査を行ったほか、動物愛護推進員が独自のネットワークで各避難所を分担して巡回調査し、情報を共有した。



熊本市獣医師会、動物愛護推進員による巡回調査

本編III
自治体等が行う人と
ペットの災害対策

本編IV
災害時のペット支援
活動を支えるもの

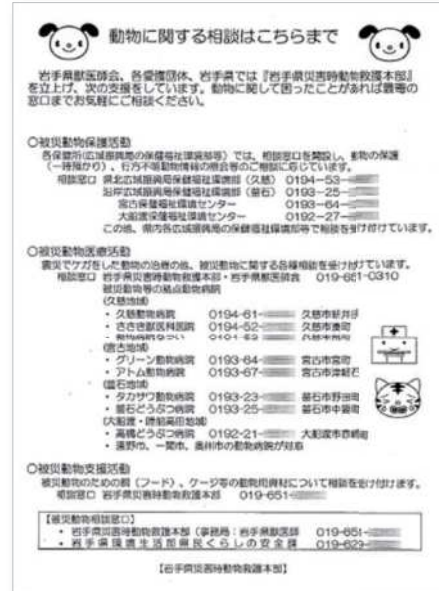
本編V
参考事項



情報提供の事例

岩手県（東日本大震災）

岩手県災害時動物救護本部では、ペットの保護（一時預かり）や行方不明動物の照会に関する連絡先、震災でケガをしたペットの治療についてなどの様々な相談窓口となる連絡先を記載したチラシを作成し、各避難所に配布した。



(2) 関係団体等との連絡調整と支援の要請

<実施項目>

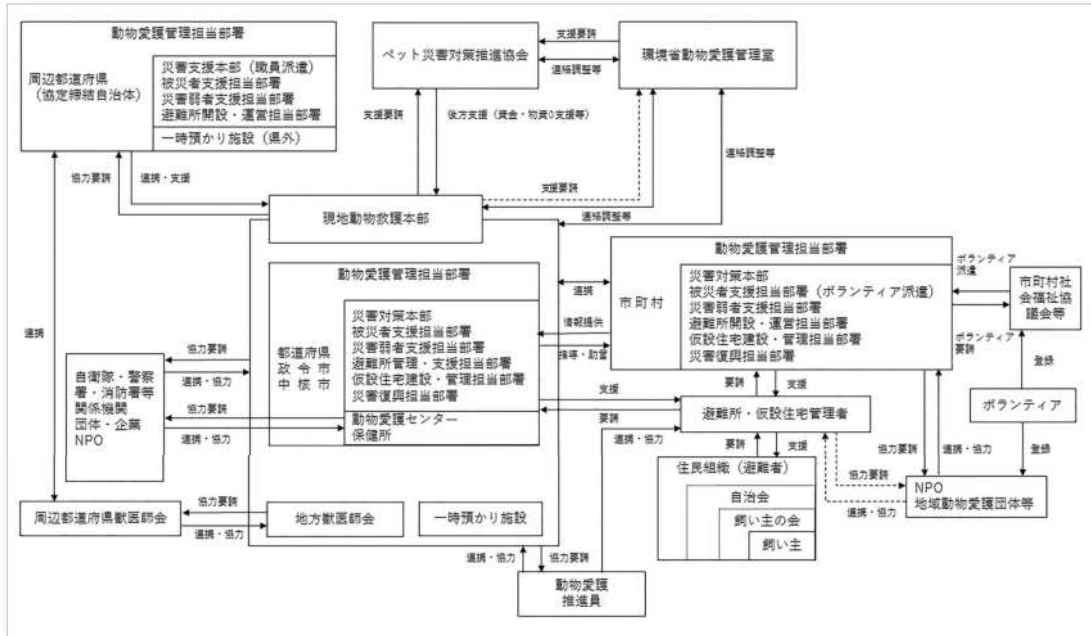
- ・ 相談窓口での情報収集と整理
- ・ 災害時協定の締結機関や支援団体への支援要請
- ・ 備蓄品や支援物資の配布
- ・ ボランティアの要請と受入
- ・ 義援金の募集

<解説>

自治体や現地動物救護本部等は、ペット相談窓口で収集した必要な支援内容の情報を整理し、関係団体等と調整して支援を要請する。必要とされる支援は、災害が発生してからの時間の経過に伴い変化することから、必要な時期に必要な支援が出来るよう、情報の伝達体制を整え適宜要請する。



災害発生時における連携体制の例



出典：災害時におけるペットの救護対策ガイドラインより
「災害発生時における連携体制」を改訂

(3) 負傷動物や放浪動物等の保護が必要な動物への対応

<実施項目>

- ・ 負傷動物の救護
- ・ 放浪動物の保護・収容
- ・ 飼い主からの依頼に基づく一時預かり
- ・ 飼い主への返還
- ・ 新しい飼い主への譲渡
- ・ 必要に応じ、動物救護施設を設置・運営

<解説>

災害の発生時には、ペットが負傷することや、飼い主とペットがはぐれてしまうことが想定される。負傷動物を発見した場合は、速やかに保護・収容し、必要な治療を行う必要がある。また、放浪動物の保護は、人とその財産への危害防止の観点からも重要である。こうした措置や飼い主への返還、飼い主からの一時的な預かりなどは、自治体等が中心となって実施する。

参照：「本編V参考事項1 負傷動物、放浪動物等の保護が必要な動物への対応について」

総説

本編I
本編の位置づけ

本編II
飼い主への普及啓発

本編III
自治体等が行う人と
ペットの災害対策

本編IV
災害時のペット支援
活動を支えるもの

本編V
参考事項

資料編



動物救護施設の形態

■ 既存の施設を利用した例

仙台市（東日本大震災）

仙台市では、仙台市動物管理センターや動物病院などの既存の施設で負傷動物や逸走動物の保護や収容をしたため、新たな動物救護施設の設置にまでは至らなかった。



仙台市動物管理センター

■ 既存施設の敷地内に設置した例

宮城県（東日本大震災）

宮城県動物愛護センター敷地内のドッグランの場所に、新たに県災害動物保護センターを設置し、保護された動物を収容した。



宮城県災害動物保護センター

■ 新たに場所を選定し設置した例

いわき市（東日本大震災）

いわき市では、民有地を借り上げ、いわき市ペット保護センターを設置した。他市から避難した被災者のペットも受入れ、飼養管理は飼い主とボランティアが実施した。



いわき市ペット保護センター

4 避難生活での飼い主支援

（1）物資の支援

<実施項目>

- ・ 相談窓口での必要物資の情報収集と整理
- ・ 救援物資などの調達と保管場所の確保、輸送手段の調整

<解説>

平常時に自治体の動物愛護センターや保健所等に備蓄したペットフードなどの保管状況を確認し、相談窓口での情報収集を通じて得られた情報をもとに、指定避難所などへの配布計画を立てる。

また、避難生活が長くなると、飼い主が持参してきたペットフードなどだけでは物資が不足する。自治体等は、指定避難所への定期的な巡回や、避難所の管理者等からの定期的な情報収集を通じて、各避難所で必要な救援物資を把握して、その確保に努める。

また、必要な救援物資の調達について、ペット災対協や広域支援に係

る協定締結の自治体、環境省等と調整する。

平常時に、救援物資を受け入れることを想定して、届いた物資の保管場所、中継地点、運搬方法などを検討しておき、その結果に基づき、救援物資の受入れを行う。個人等からの支援物資については様々な物資が混在していることから、物資の区分け、整理などに人員を要することに留意する。

また、被災地での運搬手段や保管場所は平常時に比べて大幅に不足することが想定されるため、広域支援の一環として、近隣の自治体等において、救援物資をいったん集積し、被災地で必要な物資を把握・整理の上で、近隣の自治体等が被災地の動物愛護センターや保健所に運搬することも検討する。



避難所での対応事例（物資の配分）

岩手県（東日本大震災）

物資の配分に関しては、ペット飼養者が多い避難所で、避難所管理者ではなく飼育者の一人が調整役となり、広域振興局保健福祉環境部・センターからの物資配布の窓口になった事例もあった。

また、ペットを飼養している自宅避難者同士でネットワークができた地域では、希望物品を取りまとめて、直接、広域振興局保健福祉環境部・センターに取りに来るなど、効率的に物資を提供できる体制が構築された。



支援物資（大船渡保健所）



避難所への配布（岩手県獣医師会）

(2) 飼い主の飼養環境整備のための支援

<実施項目>

- ・ 被災市区町村の指定避難所等でのペットの飼養に係る指導助言

<解説>

(避難所での飼養)

自治体や現地動物救護本部等は避難所の管理者等に対し以下の支援や助言をする。

- ・ 避難所の管理者等は、避難所運営規定に則り、ペットの飼養方法を決定し、ペットの同行避難者に対し説明する。ペットとの同居または住み分けなどについては、各避難所のルールに従い、ペットの世話は飼い主が自ら行う。なお、障害のある方が同伴する身体障害者補助犬[※]はペットとして扱わず、要支援者の支援として考える。飼養方法を定めていない場合や不測の事態が生じた場合には、避難所の形態、ペットの同行避難者とペットの数、季節・気候などを考慮して、飼養スペースや飼養方法を決定する。
- ・ 飼養スペースの決定に当たっては、ペットを飼養していない避難者との動線が交わらないよう配慮することで、ペットに関する苦情やトラブルの軽減に努める。
- ・ 犬や猫などの動物がひと所で生活することは、ストレスを増大させる原因となるため、可能な限り動物を区分して飼養することが望ましい。
- ・ 避難所でのペットの飼養に起因した苦情やトラブルの原因には、鳴き声、臭い、毛の飛散、糞尿の処理などが挙げられる。避難所で、人とペットが秩序ある共同生活を営むためには、飼い主自身がペットの適正な飼養に努めるとともに、飼養ルールや衛生管理の方法などについて飼い主に説明すると共に、「飼い主の会」等を立ち上げるように支援して、飼い主が相互に協力して、飼養スペースの衛生管理や、ペットを適正に飼養するように促す。

※身体障害者補助犬：「身体障害者補助犬法」で定義される盲導犬、介助犬及び聴導犬をいう。

(在宅避難：自宅での飼養)

飼い主とペットが自宅に留まる在宅避難の場合は、支援物資や情報入手するために、必要に応じて指定避難所などに行くように呼びかける。避難所では在宅避難者の状況を把握した上で、物資の配分や告知の方

法などを工夫し、避難所での対応との間に違いが生じないように配慮する。

飼い主が避難所に避難し、ペットを自宅で飼養する場合は、避難所から自宅に世話をしに通う方法もある。ただし、二次災害の危険がある場合は、この方法を避けるように注意を促す。

(車の中での飼養)

在宅避難と同様に、支援物資や情報は、必要に応じて指定避難所などに取りに行くよう呼びかける。飼い主はエコノミークラス症候群や熱中症に注意が必要である。ペットも熱中症になるため、ペットだけを車中に残さない。やむを得ず残すときは、車内の温度に常に注意し、十分な飲み水を用意しておくことなどを説明する。また長時間車から離れる場合には、ペットを放置せずに別の安全な場所に移動する。

(その他)

避難所での飼養が困難な場合や、飼い主の事情により飼養出来ない場合には、被災していない地域の親戚や友人などの中から一時預け先の確保に努めるよう呼びかける。その他自治体の収容施設や動物病院、民間団体等に一時的に預ける場合もあるが、この際は付帯条件や期間、費用などを確認し、誓約書を取り交わすように説明する。



事例

ペットの飼養に係る指導助言の例

熊本県（熊本地震）

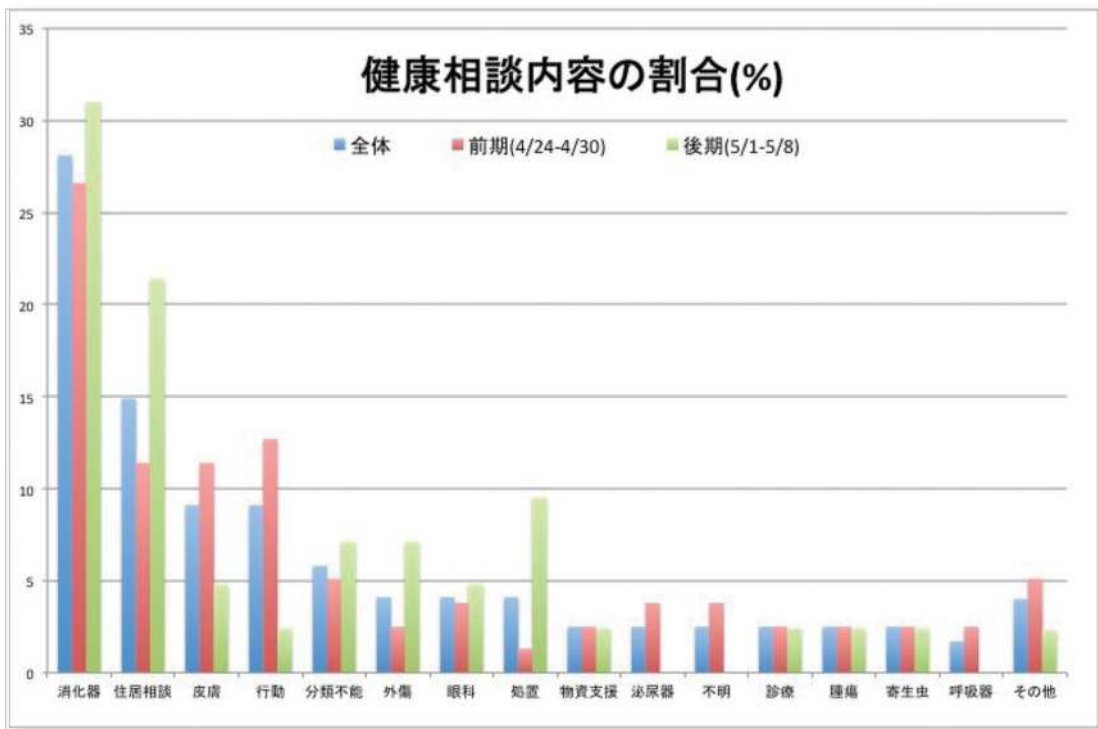
熊本地震においては、避難所（益城町総合体育館・西原村）や熊本市役所、グランメッセ熊本（益城町）にペットの健康相談コーナーを設け、熊本県獣医師会、日本獣医師会から人員支援として派遣された獣医師、福岡 VMAT、宮崎大学や鹿児島大学から支援に参加した獣医師、動物看護師などにより、ペットの健康管理に関する相談や、治療可能な動物病院の紹介の他、支援情報の提供を行った。

相談内容は全期を通じ、消化器（ストレス性の食欲不振、嘔吐、下痢）、

眼科、物資支援に関する相談が多く、発災初期（4/24～4/30）では皮膚（継続治療中の外耳炎）や行動（震える、余震の度に怖がる、飼い主から離れない、家に入りたがらない、など）に関する相談、その後（5/1～5/8）は住居相談や外傷、爪切りなどの処置に関する相談が増えた。



ペット飼養相談コーナー（熊本産業展示場グランメッセ熊本）



[資料提供：公益社団法人福岡県獣医師会 災害時動物救護対策委員会]

総説

本編I
本編の位置づけ

本編II
飼い主への普及啓発

本編III
自治体等が行う人と
ペットの災害対策

本編IV
災害時のペット支援
活動を支えるもの

本編V
参考事項

資料編



事例

避難所での対応事例 (人とペットの居住場所を区分する方法)

人とペットの居住場所を区分する方法としては、「避難所内の一角をペット飼育用スペースとする方法」や「避難所敷地内にプレハブなどを設置してペット飼育用スペースとする方法」などがある。

埼玉県（東日本大震災）

- 埼玉県加須市では、「旧騎西高校」を避難所として、福島県双葉町の住民約 1,400 人を受入れた。
- 動物愛護団体、動物愛護推進員、双葉町役場関係者、加須市及び埼玉県の連携により、敷地内の弓道場を利用してペット専用の飼育施設を設置したほか、動物愛護団体の善意により施設内にエアコンが整備された。



「旧騎西高校」敷地内の弓道場を利用した動物専用の飼育施設

新潟県（東日本大震災）

- 新潟市西総合スポーツセンターのゲートボール場をペット用避難施設として利用した。
- ペット飼育スペースを区分し、ペット用避難施設の設置、犬の係留、ケージ内飼育、飼養環境の清掃などを飼養条件とすることで、動物を飼養していない避難者のストレスにならないよう配慮した。



新潟市避難所の動物用避難施設（新潟市西総合スポーツセンター）

郡山市（東日本大震災）

- 郡山市では、避難所敷地内にペット専用施設を建設し、人とペットのスペースを区分することにより、ペットと一緒に生活したい飼い主とペットを飼養していない避難者の双方に配慮した。



避難所の動物収容施設（郡山市）

益城町（熊本地震）

- 熊本地震の際にもっとも避難者数の多かった益城町総合体育館において、国と町、指定管理者、NPO が連携して、ペット専用の飼育スペースを整備した。
- 施設の規模は、ペット飼育専用施設としての冷房付コンテナハウス3棟、物品管理用コンテナハウス1棟、ケージ50基、屋根付きドッグラン。
- 一定期間の経過後は、他の避難所や町外の人々のペットの一時預かりも実施した。
- 飼い主による自主管理を基本とし、NPO が運営を支援した。



避難所のペット専用飼育スペース（益城町総合体育館）



事例

避難所での対応事例 (飼養者と非飼養者との空間的区分)

いわき市（東日本大震災）

- スペースの確保できる避難所（学校の教室など）では、ペット飼養者と非飼養者の生活スペースを教室ごとに分ける等で区分した。

大船渡市（東日本大震災）

- ペットと避難者が同じ空間で生活する体育館などの避難所では、非飼養者からペットの臭い、鳴き声、被毛の洗濯物への付着に関する苦情があった。そのため、避難所内に仕切り板を設置し、飼養者と非飼養者の住み分けをした。また、ドーム型テントを利用して生活スペースを空間的に区分するなどの対応をとった。



避難所の状況（大船渡市第一中学校）



事例

避難所での対応事例（車中避難）

車中避難について

- これまでの災害では、避難所にペットを入れられないため、自家用車の中で人とペットと一緒に生活する事例がみられたほか、プライバシー確保や余震による建物崩壊の危険回避などの理由から、車中での避難を選択する事例もみられた。

- 車内のように狭い空間で長時間じっとしていると、人が「エコノミークラス症候群」になる危険性があるとともに、夏の場合は、人もペットも「熱中症」になるおそれがあるため、十分に注意が必要である。



犬と車中泊による避難（東日本大震災：仙台市）



避難所での対応事例（ルール・マナー作り）

仙台市（東日本大震災）

- 仙台市では、ペットの飼養数が多い地域で、「ペットの会」が自発的に発足した事例がある。飼い主からしつけ教室を開催して欲しいとの要望があったため、外から講師を呼び、しつけ教室を開催したのがきっかけとなった。糞拾い運動も、始めはボランティアが実施していたが、飼い主がやるべきことと気づき、飼い主も拾うようになった。
- 仙台市では飼養者向けに避難所での飼養ルールを配布した。

仙台で2030年までに大規模地震が起こる可能性は90%以上といわれています。地震の時は家族の一端である動物と一緒に避難できるように準備しておきましょう！

明日来るかもしれない災害に備えて 私たちはペットのために何ができるでしょうか？

- 首輪などの目印が大切です**
住所・電話番号を書いた首輪・迷子札・産毛など身元がわかるものを必ず着けましょう。将来的にはマイクロチップを挿入してもいいのではないのでしょうか。
- 動物は原則として室内で飼育できるように考えましょう**
仮設住宅に入ったときに他人に迷惑をかけないために、動物は室内で飼育できるようにケージトレーニングしておくか、いつも室内で飼育しましょう。
- 散歩等で屋外に連れ出す時は、自宅を掃除を済ませ、リードを装着して**
犬は、県条例で放し飼いが禁止されています。猫も可能であれば、首輪・リードに慣らしておくことです。又、排泄排泄も、できるだけ決められた場所でするように訓練しておきましょう。
- 伝染病予防のためワクチン接種を受けましょう**
災害時でも大切な動物が伝染病に罹らないようにするために、犬も猫も定期的に各種ワクチン接種を受けておきましょう。
- 避妊・去勢手術を受けましょう**
災害時のみだけでなく、動物の健康保持や行動面でのメリットを兼ね避妊・去勢手術をご検討下さい。詳しくは後かり付けの獣医さんにご相談下さい。
- 動物用避難用品を確保しておきましょう**
餌・水（3日分位）・食器・引き綱（リード）・ペットケージやカゴ・糞等の汚物処理用具・ペットシート・予防注射の記録などの健康記録・常備薬等
- 動物避難場所を確認・確保しましょう**
避難経路を日頃の散歩コースに入れておく。又、緊急時に、視覚・知人・動物病院など、動物を一時的でも預かってもらえる場所を確保しておきましょう。
- 最低限のしつけが大切です**
家族の一員として避難生活を一緒にするため、日頃から最低限の基本的な「しつけ」をしておくことが必要でしょう。「オイデ」・ケージトレーニング・人や他の動物たちに馴れさせておくこと
- 飼育者のグループをつくって話し合いましょう**
動物飼育者で構成するグループを作っておきましょう。仲間の相談を受けるだけでなく、動物を飼っていない方からの相談窓口にもなり、不安解消にも役立ちます。グループについてはNPO法人エーキューブができる範囲でサポートします。
皆さんのご協力によって避難マニュアルを作ることができれば

仙台市動物管理センター
NPO 法人エーキューブ
(仙台市宮城野区蔵町 6-3-3)
Tel:022-258-1626

一緒に暮らすとうつとせとせにも、人も動物もがんばれると幸いです。

避難所でのルール（仙台市）

(3) 動物由来感染症の予防

<実施項目>

- ・ 日頃からのペットの健康管理に係る指導
- ・ 避難生活でのペットの健康管理に係る指導
- ・ 地方獣医師会との連携（災害時のペットの診察について）
- ・ 動物由来感染症を予防するための衛生管理に係る指導

<解説>

ペットを飼養している飼い主は平常時からペットの健康管理に注意し、予防接種を実施するとともにノミなどの外部寄生虫を駆除し、トリミングなどを行うことで健康や衛生を確保する必要がある。健康や衛生が確保されていないペットは、感染症対策などの観点から、指定避難所や応急仮設住宅、動物救護施設や一時預け先などでの受入れが出来ない可能性があることも留意しておく必要がある。

また、避難時には通常時と違う環境（指定避難所、応急仮設住宅、動物救護施設、一時預け先など）でペットが生活することを考えると、免疫力が低下するとともに、他のペットとの接触が多くなることから、自治体は、ペットの感染症のリスクが高まることに留意する必要があることを周知しておく必要がある。

そのため、飼い主がペットの健康状態に異常を感じた際には獣医師の巡回診療や提携動物病院での診察がスムーズに受けられるように、自治体と地方獣医師会との間で災害時における協定等を結んでおくことが望ましい。また、協定等を結んでいない場合には地方獣医師会への支援要請内容について事前に共通認識をもっておく必要がある。

ペットの感染症罹患対策と同時に、人への罹患対策も必要となる。

避難所においては、人もストレスにより免疫力が低下し、断水で手洗いが行えず、空調も機能しない中で、温熱環境も維持できずに衛生環境が悪化する。更にペットもストレスや恐怖により平時とは異なった反応（攻撃行動など）を示す可能性がある。

日常生活の中では問題のない接触が、災害の発生時には平時と異なり、咬傷やひっかき傷に繋がる可能性が高まるため、十分に注意することが必要である。



ペットも守ろう！防災対策

備えよう！いつもいっしょにいたいから

ペットの健康管理と応急処置

感染症の予防は日頃から

避難所には人だけでなく、多くの動物も集まります。非常時は衛生状態や栄養状態が悪くなり、ストレスで免疫力が低下することもあります。感染症の発生を防止するため、日頃から、ノミやダニなど寄生虫の駆除や予防、感染症の予防は必ずしておきましょう。預けることになっても、感染症予防をしてあることが条件の場合もあります。



避難生活での健康管理

災害は動物にも大きなストレスをあたえます。避難所など馴れない環境では体調も崩しがちですので、いつも以上に健康状態に注意しましょう。特に猫は具合が悪いことを隠そうとするため、よく観察してください。獣医師の巡回診療を利用するなど、異常を感じたらできるだけ早く診察を受けましょう。

日常の健康チェックのポイント

- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 食欲(食べない、ムラがある)や飲水量(多い、少ない) 嘔吐の有無、回数、吐いたものの形状 <input type="checkbox"/> 便(下痢や便秘、血便)や尿(多い、色が濃い、血尿)の状態、回数 <input type="checkbox"/> 呼吸の様子、咳、くしゃみ、鼻水 <input type="checkbox"/> 眼やに、眼の状態(赤い、腫れている、涙が多い) | <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 体温(普段から腹部や耳など毛のない部分を触って体温を覚えておきましょう。正確には体温計で直腸温を測ります) <input type="checkbox"/> 脈拍(後脚の付け根に指をあてて測ります) <input type="checkbox"/> 歩き方(ふらつき、斜傾) <input type="checkbox"/> 脱水症状(背中など皮膚をつまんで放しても戻らない) |
|--|--|

緊急時の応急処置

●動物の運び方

動物の意識がないときは、息ができるよう首の角度に注意しながら、毛布などの丈夫な布や平らな板に果せて運びます。動物をゆすったり必要以上に動かさないようにします。首段はおとなしくても、痛みや興奮などで咬みつくことがあります。布でくるむなどの対策をとり、なるべく患部を動かさないように運びます。



●骨折や打撲

痛がっても傷口がない場合はまずは患部を冷やし、動かさないようにします。明らかに変な向きに曲がっていたり、異常に腫れているなど、骨折が疑われるときは元に戻そうとしないようにしましょう。

●ケガ(止血)

出血があまりないときは、まずは傷口の汚れを流水で洗い流します。水がない時はできるだけ汚れを取り除きます。出血があるときは、乾いたきれいな布で傷口を直接強く押さえます(直接圧迫止血)。包帯やハンカチできつく巻くことも同様の効果があります。



●やけど

速やかにきれいな流水で患部を5分以上冷やします。水がない時は、冷やした布をこまめに替えて冷やします。全身または広範囲のやけどの場合は、水をためた浴槽につけたり水に浸したタオルで全身を包むようにして冷やします(低体温にならないよう注意)。皮膚が赤く腫れたり水ぶくれができている場合は、冷やした後に傷口をラップなどで包んで、病院に運びます。

●熱中症

体が異常に熱い、息が荒い、舌が異常に赤い、意識がない、意識があっても倒れたまま動かないなどがみられ、命に関わります。速やかに涼しい場所に移動し、体に水をかけ、後頭部、足先、首、脇、後ろ足の付け根を重点的に冷やします。体温が下がっても脳や内臓に障害がおこることがあるので、速やかに病院に運びます。





動物由来感染症—ハンドブック 2017

総説

本編I
本編の位置づけ

本編II
飼い主への普及啓発

本編III
自治体等が行う人と
ペットの災害対策

本編IV
災害時のペット支援
活動を支えるもの

本編V
参考事項

資料編

こんなことに注意しまし ょう

日常生活で注意すること

❗ 犬の予防注射と登録等

飼い主には狂犬病予防法で飼い犬の登録と飼い犬への狂犬病予防注射、鑑札と注射済票の装着が義務付けられています。ご相談は最寄りの市町村等の窓口へ。



❗ 過剰な触れ合いは控えましょう

細菌やウイルス等が動物の口の中やつめにいる場合がありますので、口移しでエサを与えたり、スプーンや箸の共用は止めましょう。動物を布団に入れて寝ることも、濃厚に接触することになるので要注意です。



❗ 動物の身の回りは清潔にしましょう

飼っている動物はブラッシング、つめ切り等、こまめに手入れをするとともに寝床も清潔にしておきましょう。小屋や鳥かご等はよく掃除をして清潔に保ちましょう。タオルや敷物、水槽等は細菌が増殖しやすいので、こまめな洗浄が必要です。

❗ 砂場や公園で遊んだら、必ず手を洗いましょう

動物が排せつを行いがちな砂場や公園は注意が必要です。特に子供の砂遊び、ガーデニングで草むしりや土いじりをした後は、十分に手を洗いましょう。また、糞を見つけたら速やかに処理しましょう。

❗ 動物にさわったら、必ず手洗い等をしましょう

動物は、自身には病気を起こさなくても、口に病気を起こす病原体を持っていたり、動物の毛にカビの菌糸や寄生虫の卵等がついていることがあります。また、知らないうちに動物の唾液や粘液に触れたり、傷口等にさわってしまうこともあるので、動物にさわったら必ず手洗い等をしましょう。



❗ 糞尿は速やかに処理しましょう

糞尿が乾燥すると、その中の病原体が空気中を漂い、吸い込みやすくなります。糞尿に直接ふれたり病原体を吸い込んだりしないよう気を付け、早く処理しましょう。

❗ 野生動物の家庭での飼育や野外での接触は避けましょう

野生動物はどのような病原体を保有しているのかわかりません。野生動物にはむやみに触らないようにしましょう。また、野生動物保護の観点からも、野生動物の飼育は避けましょう。なお、野生動物の肉や内臓(ジビエ)を食べる場合は、生食をせず、中心部までしっかり加熱しましょう。

❗ 室内で鳥を飼育する時は換気を心がけましょう

羽毛や乾燥した排せつ物、塵埃等が室内に充満しやすくなります。ケージや室内のこまめな清掃のほか、定期的に換気に努めましょう。



(厚生労働省健康局結核感染症課作成)

(4) 一時預かり体制の整備・対応

<実施項目>

- ・ 飼い主からの依頼に基づく一時預かり体制の整備

<解説>

やむを得ない事情でペットを飼養することができない飼い主から依頼があった場合、期間を定めて一時預かりをする。一時預かり先は、動物救護施設、動物病院、動物愛護団体及び個人ボランティア宅での預かりなど、状況に応じた体制を確保する。ペットを受け入れる際には個体識別処理を施し、識別マニュアルなどにより確実な個体管理を行う。またペットを預かる場合には、預かり期間、連絡先などを文書により明確にしておくが、その際に、飼い主と離れ、慣れない場所での長期の生活がペットにとっては多大なストレスとなることを理解してもらい、できる

限り早期に引き取るよう飼い主に説明する。飼い主とはこまめに連絡を取り、返還に向けた受入れ準備の状況や意思を確認する。さらに飼い主と連絡が取れない場合や、飼い主が飼養できなくなる状況なども想定し、関係団体と連携して新たな飼い主への譲渡体制も整えておく必要がある。

参照：「本編 V 参考事項 2 動物収容施設を設置する場合の留意点等について」



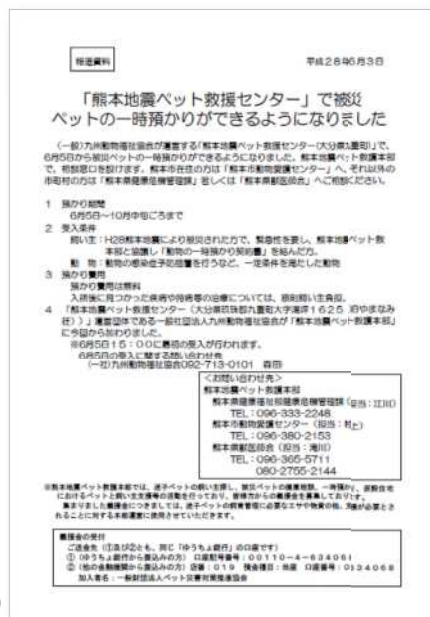
事例 飼い主への一時預かりの事例

東京都（東日本大震災）

- 一時預かりの動物については、飼い主に対するアンケートにより、今後どうするのかを聞き取った（回答期限を設けて実施）。
- なお、一時預かりを行う際に、預かり期間には限度があることを十分に説明した。
- 契約の更新時に、飼い主の飼養継続に係る意思確認を実施した。

熊本県（熊本地震）

- （一社）九州動物福祉協会が管理する熊本地震ペット救援センター（大分県九重町）において、ペットの長期一時預かりを実施した。
- （一社）九州動物福祉協会は、同センターでの受入れ体制が整った時点で熊本地震ペット救護本部の構成団体となり、受入れの窓口は同本部が務めた。



一時預かりのお知らせ（熊本県・熊本市）

(5) ボランティアの要請と受入れ

<実施項目>

- ・ 相談窓口による必要なボランティアの情報収集と整理
- ・ 協力が必要な活動内容、人材とその人数、活動場所や期間などを整理して募集
- ・ 独自にボランティアの登録制度を設けている場合には、登録リストを基に登録者に協力を要請

<解説>

自治体や現地動物救護本部等が、避難所での支援にボランティアの協力を求める場合は、受付窓口を設置し、それぞれの役割とその活動内容、行動規範を明確にした上で募集し、ボランティアの配置と役割を指示する。なお協力の要請に当たっては、あらかじめ被災地周辺の安全確認、人員体制、活動内容、持参物資リストなどを把握する。

動物愛護団体等の民間団体が独自にペット支援活動を行う場合も、必ず、自治体や現地動物救護本部等に登録し、避難所運営本部の了解を得て活動する。また、保護動物数や保護した場所を報告し、被災地外に動物を持ち出す場合は動物数や行先などを報告するように指示する。

なお社会福祉協議会が設置するボランティア受付窓口と連携し、外部からのボランティアの受入れに対応することが望ましい。



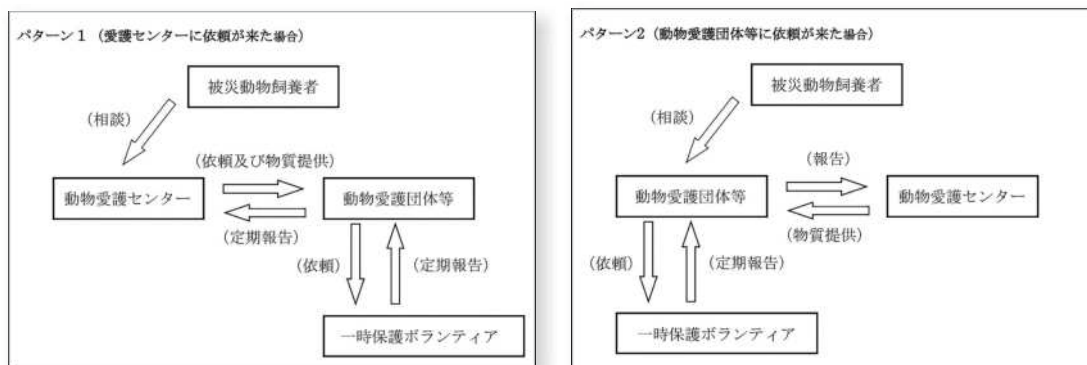
ボランティアの朝の連絡風景（東日本大震災：宮城県）



事例 一時預かりボランティアの対応事例

青森県（愛護団体に依頼した事例：東日本大震災）

- 青森県では、県内のボランティア団体に対して説明会を開催し、ボランティアの派遣を依頼した。行政があらかじめ各団体の受入れ可能頭数を把握し、行政に保護の依頼があった場合には依頼期間などを聞き取り、長期間の預かりに関しては預かり動物のストレス軽減のため、各団体へ依頼した。愛護団体とは普段から協働しているため、スムーズに連携することができた。



新潟県

（現地動物救護本部の構成団体として活動：新潟県中越地震）

- ボランティア団体が動物救済本部の構成団体の会員であったことから、活動は円滑におこなわれた。

（6）応急仮設住宅での飼い主支援

1）応急仮設住宅におけるペットとの同居

避難生活の中で飼い主とペットと一緒にいられることは、被災者が普段の暮らしを取り戻すために必要な支援の一つと考える。

しかし、応急仮設住宅での暮らしは限られた空間での共同生活であり、ペットを飼養している人と飼養していない人との相互理解が不可欠である。

応急仮設住宅でのペットとの同居においても、避難所と同様に避難し

た人々とペットとの距離が近くなるおそれがあり、鳴き声や臭い、衛生害虫などの苦情が出ることが予想されるため、応急仮設住宅でペットを飼う際のルールを徹底し、お互いの共通理解を築く必要がある。そのために、応急仮設住宅の設置・管理者と現地動物救護本部等は、応急仮設住宅でのペット飼養のルール作りや、飼い主に対する適正な飼養指導や支援を実施する。

また応急仮設住宅の入居期間を経て自立した生活再建に繋がるよう、自立支援を基本とし、無料での物資やサービス、獣医療などの提供は段階的に減らし、応急仮設住宅を出た後も自らの力で継続して飼養できる環境作りに協力する。

なお復興住宅に移行する際のペット飼養の可否については、応急仮設住宅での飼養支援と並行して、関係自治体に働きかける必要がある。

2) 応急仮設住宅の設置・管理者との連携によるペットの飼養方法の決定

応急仮設住宅の設置・管理者と現地動物救護本部等は、応急仮設住宅の状況（形態・立地場所・地域数）、ペットの同行避難者とペットの種類・数・飼養形態など地域の状況を考慮して、応急仮設住宅におけるペットの飼養方法を決定する。



事例 応急仮設住宅での対応事例 (関係部署との連携)

仙台市（東日本大震災）

仙台市では、応急仮設住宅担当課との連携により、応急仮設住宅でペットの飼養を希望する方の情報入手が可能となった。そのため、入居説明会であらかじめペットの飼養について説明することが出来た。



事例 応急仮設住宅での対応事例 (市町村への要請文の発出)

岩手県（東日本大震災）

岩手県災害時動物救護本部は沿岸の被災12市町村あてに、ペット同行者への対応について、応急仮設住宅での飼養を許可する環境を整えるように要請文を発出した。なお震災前に岩手県県土整備部が発行した「応急仮設住宅入居の手引き」には避難所でのペットの飼養についての記載があり、基本的に飼養出来ることが前提であったため、要請文が出しやすかった。



応急仮設住宅での飼養状況
[写真提供：岩手県]



事例 応急仮設住宅での対応事例 (室内での同居)

熊本県（熊本地震）

熊本県では、応急仮設住宅でのペットの飼養を許可する環境を整えるよう、関係市町村に要請文を発出するとともに、入居後に行われる飼い主への支援に関する説明会の実施やケージなどの必要物資の支援を行った。その結果、全ての市町村の応急仮設住宅がペットの飼養を受入れた。

応急仮設住宅でのペット飼養は原則室内飼養であった。ペット飼養者へのヒアリングでは、室内に限りがあり、ケージを置くスペースが確保出来ないなどの課題もみられた。



応急仮設住宅での室内飼養の様子（益城町）



猫の逸出防止用のネット（益城町）



事例

応急仮設住宅での対応事例

（応急仮設住宅の近隣にペット専用飼育施設を設ける方法）

応急仮設住宅の近隣にペット専用飼育施設を設ける方法は、人の居住するスペースとペットを飼育するスペースを区分することができ、トラブルが起これにくくなる。なお、ペット専用飼育施設では、飼い主同士が協力して管理運営し、ペットの適正な飼養と衛生管理を行うことが必要である。

福島県獣医師会（東日本大震災）

福島県獣医師会では、民間企業の協力により、郡山市（ビックパレットふくしま）に設置された応急仮設住宅に近接してペット飼育用施設を設置した。



応急仮設住宅に近接してペット飼育用施設（郡山市）
[写真提供：福島県獣医師会]



事例 応急仮設住宅での対応事例 (飼養者と非飼養者の空間的区分)

応急仮設住宅の入居者を割り振る際に、あらかじめ飼養者と非飼養者で居住区域を区分する方法である。一つの居住区域内で、飼養者と非飼養者を区分する方法もある。

福島県浪江町（東日本大震災）

浪江町では、他の住民とのトラブル防止を目的として、ペットを同居してよい応急仮設住宅の区画を用意し、ペットの飼養者にはそのエリア内の応急仮設住宅を案内した。（ただし設計上特別な物は無く、通常の住宅と同様の設計となっている。）

福島県新地町（東日本大震災）

新地町では、応急仮設住宅の建設の際に、被災者がペットと同居できるように設計した。外にもペットブースが有る。



応急仮設住宅において飼養者と非飼養者で居住区域を区分した例（福島県富田町）
[写真提供：福島県獣医師会]

3) ペットの適正飼養の指導

応急仮設住宅でのペットの飼養ルールは、基本的には応急仮設住宅の設置・管理者が、自治体や現地動物救護本部等の助言をもとに決定するが、住民同士の話し合いで飼養方法を決める場合もある。

具体的なルール作りにあたり室内飼いのみとするか、犬の室外への係留を認めるかについては、応急仮設住宅の立地状況、地域での飼養状況、住民の理解などを考慮する必要がある。飼養ルールで多い事例は、「原則として室内飼い」とする方法である。限られた空間の室内で、人とペットが生活するために、室内ではケージ飼いを勧めるとよい。ただし、ケージ飼いがしにくい大型犬や元々室外飼養をしていた犬については、別途、ルールの検討や支援が必要となる場合がある。

応急仮設住宅でのペット飼養に起因した苦情やトラブルの原因には、避難所と同様に、鳴き声、におい、毛の飛散、糞の放置などが挙げられる。飼い主は平常時と同様に飼い主マナーを遵守し、適正に飼養する必要がある。

自治体は飼い主が「飼い主の会」等を立ち上げるように誘導し、飼い主が相互に協力し、飼養スペースの衛生管理をして、ペットを適正に飼養するよう促す。

応急仮設住宅の管理者や現地動物救護本部等はボランティアと連携して、飼養ルールや衛生管理の方法などを飼い主に説明する。

なお、応急仮設住宅の管理者や現地動物救護本部等は、応急仮設住宅でのペットの飼養状況の把握に努め、ペットの適正な飼養管理や衛生管理に問題がないかを確認する。

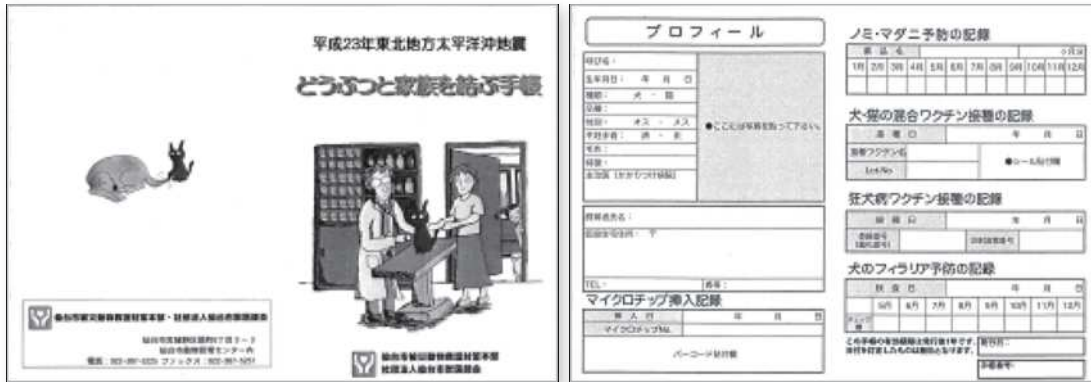
事例 応急仮設住宅での対応事例 (ルール・マナー作りなど)

仙台市（東日本大震災）

仙台市では、応急仮設住宅でペットを飼養する飼い主に対して、「応急仮設住宅におけるペット飼育ルール」を配布した。また、応急仮設住宅でのペットの飼養状況を把握し、飼い主を支援するために、「応急仮設住宅におけるペット飼育届け」をペット飼育者に提出してもらい、提

出した飼い主には、各種予防接種・寄生虫予防・健康診断などの支援が受けられる「どうぶつと家族を結ぶ手帳」を配布した。

ペットの飼養が多い応急仮設住宅ではペットの会が立ち上がり、ペット飼養者のマナーアップ講座やしつけ教室が開催された。また、飼い主による応急仮設住宅周辺の犬の糞拾い運動を実施した応急仮設住宅もある。



どうぶつと家族をむすぶ手帳

岩手県（東日本大震災）

岩手県県土整備部が発行した「応急仮設住宅入居の手引き」には、「ペットを飼う場合は室内飼育を基本とし、外に出す場合は、犬・猫ともリードを装着してください。動物好きの人、嫌いな人が共に快適に暮らせるようご協力をお願いします。」と記載されている。



応急仮設住宅での飼養の様子
[写真提供：岩手県]



事例

応急仮設住宅での対応事例 (適正飼養の指導)

新潟県 (新潟県中越沖地震)

新潟県では、応急仮設住宅でペットを飼養する住民に向けて、飼育状況や必要な支援を把握するためのアンケート調査の実施、予防注射の無料接種券の配布、飼養に係る注意事項を説明したチラシを配布するなど情報収集や情報提供をした。

新潟県中越沖地震動物救援本部 冊子

仮設住宅に入居される皆様へ ～仮設住宅における動物飼育のポイント～

仮設住宅で動物を飼育する場合は、1世帯の占有スペースが小さく、鳴き声やニオイによる苦情が出る可能性があります。家族の一員である動物との暮らしをよりよいものとするために、以下の点を守りましょう。

- 1 室内飼育を原則とすること**
やむを得ず屋外で飼育する場合は、できるだけ遠隔に迷惑の及らない場所を選んで飼育し、近隣への十分な配慮の確立を図りましょう。
特に、犬を散歩などで外に出る時は、必ずリード（引き綱）をつけ、放し飼いにしないでください。また、犬のフンの放置はトラブルの原因となるので、持ち帰りましょう。
★室内で飼育するためのケージ等貸出しを行っています。
- 2 感染症の発生を防止すること**
ひとたび感染症が発生すると伝染りやすい状態ですので、ご自分のペットが感染源にならないよう、また感染源にならないよう、フン・吐物・唾液を適切に処理してください。
★ワクチン接種は、新潟県獣医師会の獣医師が仮設住宅を巡回する際に無料で受けることができます(事前申し込みが必要)。自治体も実施します。
また、かかりつけの動物病院や近隣の動物病院でもワクチン接種することができます(有料)
- 3 苦情を抑制すること**
動物の密度が高くなることから、強い鳴き声(大きな鳴き声、尿のスプレー行動など)を行うことも考えられるので、できる限り下向き・去勢手術を行うことが望まれます。手術等については、かかりつけの動物病院へご相談ください。
- 4 所有者を明示すること**
見出せる場合もあるので、首輪などをつけて、飼い主の名前と連絡先を明示しましょう。飼い主がはっきりわかることで、動物を飼育していない人も安心でき、理解を得やすくなります。

ご相対はご協力ください!
動物のしつけや飼い方などのご相談は、下記で受け付けています。
また、必要な飼育用品もお貸しできますので、お気軽にご相談ください。

中越動物保護管理センター (長岡市柿町字増沢 1574-子) 電話/0258-34-1416
柏崎保健所衛生環境課 (柏崎市鏡町 11-9) 電話/0257-22-4180

仮設住宅飼育動物伝染病予防注射無料接種券の送付について

伝染病予防ワクチンの無料接種を希望される方は、下記の伝染病予防注射申込書に必要事項をご記入のうえ、この申込書を持参し、長岡市内および栃尾市内の動物病院で接種を受けてください(伝染病予防注射無料接種は12月中のみの実施となりますのでご注意ください)。

新潟県動物愛護協会中越支部事務局
長岡市柿町字増沢 1574 Tel 34-1416

仮設住宅飼育動物伝染病予防注射申込書

(平成16年12月末日まで有効)

氏名 _____ (ペット: 犬・猫)

住所 長岡市 _____

電話番号 _____

熊本県 (熊本地震)

熊本県獣医師会では、応急仮設住宅に出向き、ペット飼養者を対象とした適正飼養の相談会を開催した。相談会では、希望する方にペットフードや迷子札、ペットシートなどのペット用品も配布した。



応急仮設住宅での適正飼養の相談会の様子 [写真提供: 熊本県]

総説

本編I
本編の位置づけ

本編II
飼い主への普及啓発

本編III
自治体等が行う人と
ペットの災害対策

本編IV
災害時のペット支援
活動を支えるもの

本編V
参考事項

資料編

4) 必要な物資の支援

応急仮設住宅でペットの室内飼いをするために、基本的に飼い主自身が自己の責任で極力ペットが落ち着けるスペースを考え、必要な物資をそろえる必要があるが、ケージなどを調達できない飼い主のために、自治体や現地動物救護本部等は、ケージの貸し出しなどの支援を行う。



事例 応急仮設住宅での対応事例 (ケージなどの貸し出し支援)

新潟県（新潟県中越地震）

新潟県中越大震災動物救済本部では、市町村の災害対策本部長に「応急仮設住宅における動物飼育」に関する要請文書を送るとともに、応急仮設住宅で動物を飼養する住民に向けて、飼養状況や必要な支援を把握するためのアンケート調査を実施し、予防注射の無料接種券の配布、ケージやサークルなどを無償で貸与した。



新潟中越大震災での支援物資ケージ



応急仮設住宅での飼養の様子

[写真提供：NPO 法人アナイス]

5) ボランティアの要請と受入れ

応急仮設住宅での支援にボランティアの協力を求める場合は、ボランティアに関する受付窓口を設置し、それぞれの役割とその活動内容、行動規範を明確にした上で募集し、ボランティアの配置や役割を指示する。また活動に際しては応急仮設住宅の運営管理本部に許可を得るように説明する。



応急仮設住宅での動物訪問診療風景
[写真提供：岩手県獣医師会]

5 ペットの災害対策活動の終息の考え方

現地動物救護本部等の解散や動物救護施設の閉所などについては、復旧や住民の住居環境の整備状況、保護依頼の状況や飼い主への返還・譲渡の状況などを総合的に勘案して、その時期を判断する。



事例

ペット対策活動の終息の例

岩手県（東日本大震災）

岩手県災害時動物救護本部は設置から5ヶ月後の平成23年8月21日に廃止した。

廃止を判断した理由は以下のとおり。

- ① 自立の目安として位置づけられる応急仮設住宅が、全戸（13,983戸）完成し、入居が完了すること、また避難所も9月上旬を目途に全てが閉鎖される見通しであったこと。
- ② 復興基本計画に基づく復興対策が本格化すること
- ③ 現在の本部の活動状況を鑑みると、岩手県災害時動物救護本部設置要綱に掲げる、いわゆる応急対策事業は一定の役割を終え、「被災動物」、「家庭動物を飼養する被災者」は生活再建（復興）に向かっていると考えられること

ただし、救護本部の解散時に各動物愛護団体等が保管しているペットについては、引き続き所有者への返還、又は新しい飼い主への譲渡にむけた取り組みを推進することとされ、必要に応じて長期預かりボランティアの紹介も行った。

宮城県（東日本大震災）

宮城県においては、震災発生から約3ヶ月後の6月22日に、既存の動物愛護センター敷地内に新たに被災動物保護センター（2次シェルター）が設置された。

被災動物保護センターで預かった、飼い主のいない動物については全て譲渡先が決まり、震災発生後1年をもって、被災動物保護センターを閉所した。被災動物保護センターを閉所する際には、閉所の期日を決め、その期日に向けて、新規預かりの停止、一時預かり動物の飼い主への返還、新しい飼い主への譲渡を進めてきた。

栃木県（東日本大震災）

栃木県では、平成23年3月29日に災害時避難動物等対策班が設置された。構成団体は、栃木県、宇都宮市、栃木県獣医師会、日本愛玩動物協会栃木県支所で、栃木県動物愛護指導センターが事務局を担った。

平成24年4月以降、に関する新たな相談がないことから、5月31日より同対策班の活動は休止している。

東京都（三宅島噴火災害）

平成12年6月26日の三宅島雄山の火山活動に伴い、災害対策本部が設置された。9月1日に東京都獣医師会は「東京都獣医師会三宅島被災動物救護対策本部」を設置し、その後、日本動物愛護協会、日本動物福祉協会、日本愛玩動物協会、東京都動物保護管理協会と協力し、「三宅島噴火災害動物救援本部」を結成し、活動を開始した。一方、東京都は三宅島噴火災害動物救護センターを平成13年3月29日に設置し、平成14年3月31日まで運営した。平成14年12月5日最後の1頭が引き取られ、全ての活動を終了した。